

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年4月1日
(第20期) 至 平成22年3月31日

株式会社 **SRA** ホールディングス

東京都豊島区南池袋二丁目32番8号

(E05640)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 業績等の概要	8
2. 生産、受注及び販売の状況	10
3. 対処すべき課題	12
4. 事業等のリスク	13
5. 経営上の重要な契約等	14
6. 研究開発活動	14
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 提出会社の状況	17
1. 株式等の状況	17
2. 自己株式の取得等の状況	33
3. 配当政策	34
4. 株価の推移	34
5. 役員の状況	35
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	37
第5 経理の状況	42
1. 連結財務諸表等	43
(1) 連結財務諸表	43
(2) その他	93
2. 財務諸表等	94
(1) 財務諸表	94
(2) 主な資産及び負債の内容	109
(3) その他	110
第6 提出会社の株式事務の概要	111
第7 提出会社の参考情報	112
1. 提出会社の親会社等の情報	112
2. その他の参考情報	112
第二部 提出会社の保証会社等の情報	113

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【事業年度】	第20期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社S R Aホールディングス
【英訳名】	SRA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 亨
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
【電話番号】	(03) 5979-2666 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 北井 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
【電話番号】	(03) 5979-2666 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 北井 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高 (百万円)	—	36,765	45,058	41,777	34,053
経常利益 (百万円)	—	2,923	4,181	3,894	2,059
当期純利益 (百万円)	—	2,015	2,224	2,041	1,238
純資産額 (百万円)	—	11,632	13,224	14,164	15,129
総資産額 (百万円)	—	24,622	27,967	26,519	27,204
1株当たり純資産額 (円)	—	838.97	950.22	1,014.91	1,089.15
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	145.67	160.74	147.52	89.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	145.35	160.35	—	—
自己資本比率 (%)	—	47.2	47.0	53.0	55.4
自己資本利益率 (%)	—	18.8	18.0	15.0	8.5
株価収益率 (倍)	—	12.9	11.8	4.8	9.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	2,846	2,025	2,194	2,025
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	1,665	△434	△852	△2,714
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△219	△238	△772	△737
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	—	9,919	11,265	11,753	10,324
従業員数 (人)	—	1,657	1,694	1,721	1,696

(注) 1. 第17期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第17期において、平成18年6月12日付で、株式1株につき176,100分の3,308,000株の株式分割を行っております。

4. 第18期から表示単位を千円単位から百万円単位に変更しましたので、従来千円単位で記載していた事項についても、百万円単位に組替え表示しております。

5. 第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月
営業収益 (百万円)	—	640	1,282	1,626	1,153
経常利益 (百万円)	38	417	657	1,034	787
当期純利益 (百万円)	186	429	635	1,033	859
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	176	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数 (千株)	—	15,240	15,240	15,240	15,240
純資産額 (百万円)	3,218	8,762	9,058	9,156	9,570
総資産額 (百万円)	4,837	8,806	9,150	9,207	9,740
1株当たり純資産額 (円)	—	574.32	591.00	603.65	635.45
1株当たり配当額 (円)	—	25.00	40.00	40.00	40.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	49.47	41.68	68.57	57.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	49.28	41.59	—	—
自己資本比率 (%)	66.5	99.4	98.4	98.5	98.0
自己資本利益率 (%)	5.8	4.9	7.2	11.4	9.0
株価収益率 (倍)	—	37.9	45.5	10.4	14.8
配当性向 (%)	—	50.5	96.0	58.3	70.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△92	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	352	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	396	—	—	—	—
従業員数 (人)	—	16	19	18	14

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は平成18年5月24日開催の株主総会において定款変更が承認され、商号を株式会社アール・エム・ビジネスへ変更することにより通常の株式会社へ移行しております(会社法施行により平成18年5月1日から平成18年5月24日までは特例有限会社)。したがって平成18年3月期以前については株式会社としての事業年度はありません。さらに、平成18年6月29日開催の株主総会決議により、会社名を株式会社SRAホールディングスに変更いたしました。

上記の財務情報は第16期の決算をわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠したものであるとして作成したものであります。

- 第16期の発行済株式総数、1株当たり純資産額、1株当たり配当額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については記載しておりません。
- 第17期の1株当たり配当額には、東京証券取引所市場第一部上場記念配当5円を含んでおります。
- 第17期において、平成18年6月12日付で、株式1株につき176,100分の3,308,000株の株式分割を行っております。
- 第18期の1株当たり配当額には、SRAグループ創立40周年記念配当10円を含んでおります。
- 第18期から表示単位を千円単位から百万円単位に変更しましたので、従来千円単位で記載していた事項についても、百万円単位に組替え表示しております。
- 第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
平成3年1月	東京都千代田区に、損害保険代理業を目的として、有限会社アール・エム・ビジネスを設立。
平成3年10月	有限会社アール・エム・プランニングを吸収合併。
平成6年10月	有限会社ミスターを吸収合併。
平成18年5月	株式会社アール・エム・ビジネスへの商号変更により、通常の株式会社へ移行し、東京都豊島区へ本店を移転。
平成18年6月	株式会社S R Aホールディングスに商号を変更。
平成18年9月	株式会社S R Aホールディングス(資本金10億円)が東京証券取引所市場第一部に上場。 株式交換により株式会社S R Aを完全子会社化。
平成19年1月	Software Research Associates South East Asia Pte.Ltd.を設立。
平成20年4月	株式会社コンピュータワークスを株式会社A I Tの100%子会社化。
平成20年2月	株式会社S Jホールディングス(現:株式会社S J I)と業務・資本提携契約を締結。
平成22年4月	株式会社S R Aを存続会社として株式会社S R A先端技術研究所を吸収合併。

3【事業の内容】

当社グループは、株式会社SRAホールディングス（当社）及び子会社17社により構成されており、当社の事業は主に「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」の3事業を営む事業会社の統括管理を行っております。

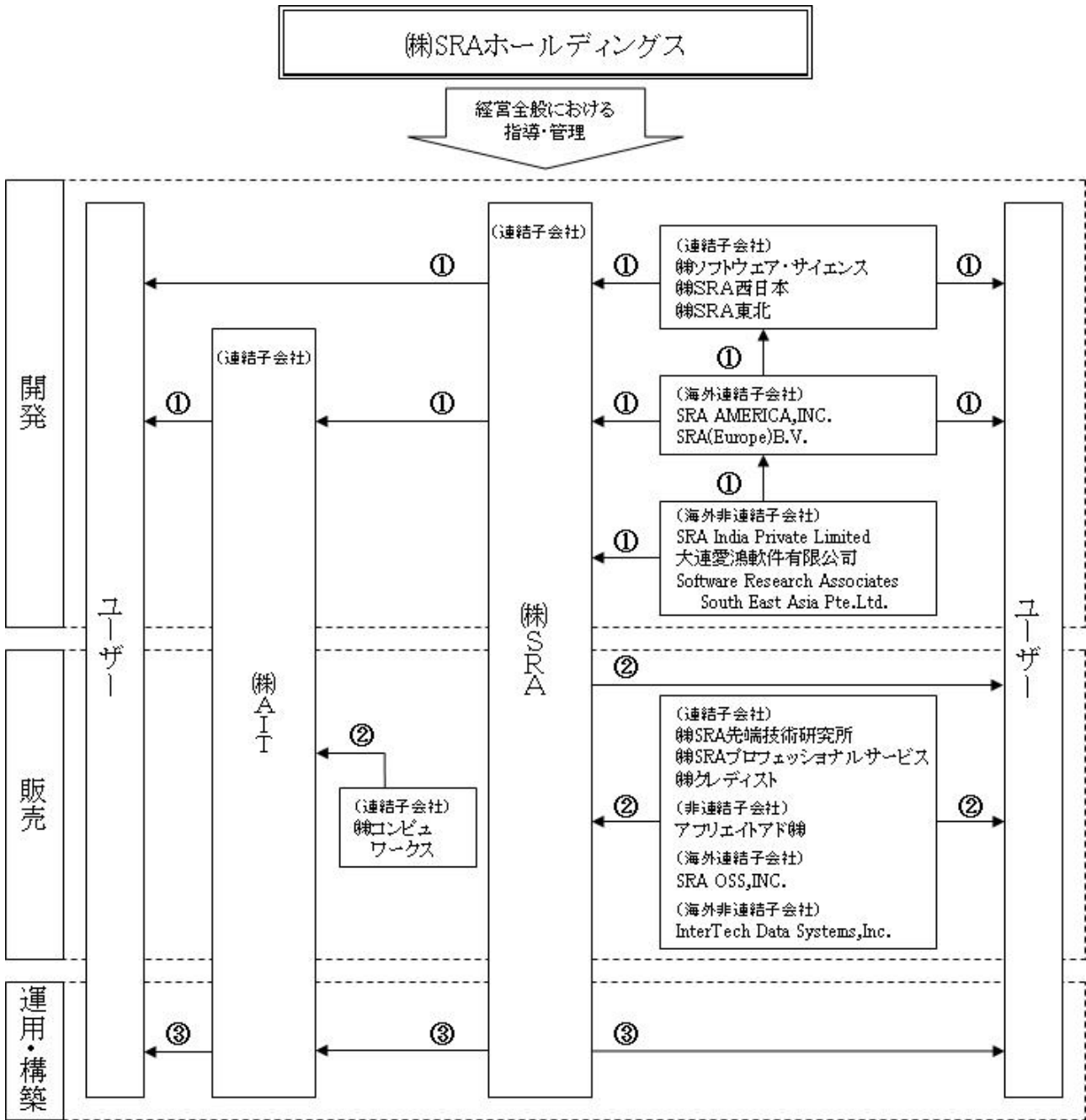
各事業内容、当社と関係会社の位置付け及び事業の種類別セグメントの関連は、次のとおりであります。

なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

	事業区分	事業内容	当社及び関係会社
株式会社 SRA ホールディングス	開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 ○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス ○オープンソース・ソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス 	(株)SRA (株)ソフトウェア・サイエンス SRA AMERICA, INC. (株)SRA西日本 (株)SRA東北 SRA(Europe)B.V. (株)AIT Software Research Associates South East Asia Pte.Ltd. SRA India Private Limited 大連愛鴻軟件有限公司
	運用・構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 ○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ○ネットワークシステムの構築 ○アウトソーシングサービス 	(株)SRA (株)AIT
	販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ライセンスを含めたパッケージソフト販売 ○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 ○IT導入に関するコンサルティング・サービス 	(株)SRA (株)AIT (株)SRA先端技術研究所 (株)SRAプロフェッショナルサービス SRA OSS, INC. アプリエイトアド(株) (株)クレディスト InterTech Data Systems, Inc. (株)コンピュータワークス

以上述べた事項を事業系統図によって示すと概ね次のとおりであります。

[事業系統図]



(注) 1. 関係会社との取引は次のとおりです。

①開発 ②販売 ③運用・構築

2. 株式会社SRA先端技術研究所は、株式会社SRAを存続会社として平成22年4月1日付で吸収合併いたしました。

4 【関係会社の状況】

(連結子会社)

平成22年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)S R A	東京都豊島区	2,640	開発 運用・構築 販売	100	経営指導・ 管理及び 役員の兼任 8名
(株)ソフトウェア・サイエ ンス	東京都豊島区	150	開発	100 (100)	役員の兼任 2名
SRA AMERICA, INC.	米国ニューヨーク州	1,000千米ドル	開発	100 (100)	役員の兼任 1名
(株)S R A西日本	福岡県福岡市中央区	65	開発	100 (100)	役員の兼任 1名
(株)S R A東北	宮城県仙台市青葉区	55	開発	100 (100)	役員の兼任 2名
(株)S R A先端技術研究所	東京都新宿区	96	販売	100 (100)	役員の兼任 1名
(株)S R Aプロフェッショ ナルサービス	東京都豊島区	20	販売	100 (100)	—
SRA OSS, INC.	米国カリフォルニア州	1,000千米ドル	販売	100 (100)	役員の兼任 1名
SRA (Europe) B.V.	オランダアムステルフ ェーン市	408千ユーロ	開発	100 (100)	役員の兼任 2名
(株)A I T	東京都江東区	400	開発 運用・構築 販売	100 (100)	役員の兼任 3名
(株)クレディスト	神奈川県横浜市港北区	200	販売	70 (70)	役員の兼任 1名

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 3. (株)S R A、(株)ソフトウェア・サイエンス、SRA AMERICA, INC.、SRA OSS, INC.、(株)A I T及び
 (株)クレディストは特定子会社に該当しております。
 4. (株)S R A及び(株)A I Tについては、売上高(連結会社間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占
 める割合が100分の10を超えております。

	主要な損益情報等				
	売上高(百万円)	経常利益(百万円)	当期純利益(百万円)	純資産額(百万円)	総資産額(百万円)
(株)S R A	17,685	1,342	853	11,632	19,624
(株)A I T	10,536	506	287	1,769	4,344

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
開発事業	1,136
運用・構築事業	334
販売事業	212
全社（共通）	14
合計	1,696

(注) 1. 従業員数は、就業人員で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない提出会社の管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
14	52.2	2.4	11,315

(注) 1. 従業員数は、就業人員で記載しております。

2. 平均勤続年数は株式会社SRAホールディングスへ出向してからの年数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合は結成されておきませんが、中核事業会社である株式会社SRAにおいて、管理職を除く従業員で構成される「従業員協議会」が組織され、執行委員会、代表委員会が設けられており、給与改訂、賞与支給、職場環境問題等について話し合いによる解決を図っております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや設備投資の下げ止まり等で景気に持ち直しが見られたものの、厳しい雇用情勢やデフレ等により、依然として厳しい状況で推移しました。

情報サービス業界におきましては、企業収益の大幅な減少を背景に、顧客のIT投資抑制が継続し、厳しい環境が続きました。

このような状況のもと、当社グループは安定的な受注体制を確立すべく営業プロセスの構築に努めました。また、粗利益の確保に向けて、開発効率向上の手法・ツールを活用した生産性の向上、開発要員の適正化による稼働率の向上、開発の内製化・オフショア開発の推進による外注費の抑制等に取り組みました。さらに、利益の底上げを図るため、販管費の抑制についても継続して推進しました。

併せて、中期経営計画の重点課題である「海外ビジネスの収益機会の拡大」に対する取り組みとして、昨年8月には当社子会社のSRA OSS, Inc. が、システム開発を中心としたSIにネットワーク構築の無線通信分野を加えてビジネスの拡充を図るため、無線接続機器市場で実績を有するProxim Wireless Corporationと業務・資本提携を行いました。さらに、昨年12月には、中国ビジネスの推進に向け、既に業務・資本提携している株式会社SJIとの関係を一層強化するため、同社株式を追加取得しました。

これらの施策により、当連結会計年度の業績は、本年2月に公表した業績予想修正値とほぼ同水準となりましたが、前連結会計年度に比べ下記のとおり減収減益となりました。

売上高は34,053百万円（前連結会計年度比18.5%減）となりました。

主要子会社である株式会社AITは、流通・医療・通信業向け等の機器販売で好調を継続しました。また、中核事業会社の株式会社SRAの開発事業については、第3四半期から受注の減少に歯止めがかかり売上高は電力・ガス、学校向けが増加しましたが、証券、製造向けが大幅に減少しました。さらに、株式会社ソフトウェアサイエンスは顧客の開発案件の内製化にともない売上高が減少しました。

損益面につきましては、粗利益は、売上高の減少、主要顧客である証券業の受注単価の想定以上の下落、第2四半期に計上した工事損失引当金を継続して計上したこと等により減少し、販管費の抑制に努めましたが、営業利益は1,997百万円（前連結会計年度比47.7%減）、経常利益は2,059百万円（前連結会計年度比47.1%減）となりました。

また、当期純利益は、新株予約権戻入益等の計上により1,238百万円（前連結会計年度比39.3%減）となりました。

◎連結業績の推移

（単位：百万円）

	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年3月期	
					直近業績予想 公表値 平成22年2月10日 公表	実績
売上高	34,145	36,765	45,058	41,777	34,000	34,053
営業利益	1,719	2,848	4,102	3,820	2,100	1,997
経常利益	1,762	2,923	4,181	3,894	2,100	2,059
当期純利益	933	2,015	2,224	2,041	1,150	1,238

（注）平成18年3月期は株式会社SRAの連結数値を記載しております。

当連結会計年度の事業別の営業の状況は次のとおりであります。

① 開発事業

開発事業においては、証券業及び製造業向けの受注が大幅に減少した結果、当事業の売上高は17,831百万円（前連結会計年度比21.9%減）となりました。

② 運用・構築事業

運用・構築事業においては、学校関連が微減であったことに加え、企業関連の受注が大きく落ち込んだため、当事業の売上高は4,130百万円（前連結会計年度比18.7%減）となりました。

③ 販売事業

販売事業においては、株式会社A I Tがサーバーを中心とした機器販売の中規模案件の受注等で好調に推移しましたが、金融機関向けの大型案件があった前連結会計年度より減少し、さらに株式会社S R Aでパッケージ等の販売が減少した結果、当事業の売上高は12,091百万円（前連結会計年度比12.8%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は以下のとおりです。

①日本

当連結会計年度の売上高は31,286百万円（前連結会計年度比18.2%減）となりました。

②その他の地域

世界市場をターゲットにした、O S S（オープンソースソフトウェア）ビジネスをはじめとするS R Aグループの強みを活かしたビジネス展開ならびに日系の現地企業を対象に開発、運用・構築事業を行った結果、当連結会計年度の売上高は2,766百万円（前連結会計年度比21.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,428百万円減少し、10,324百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、2,025百万円（前連結会計年度比7.7%減）となりました。

これは、主に税金等調整前当期純利益2,115百万円、売上債権の減少1,328百万円等のプラス要因と、法人税等の支払1,100百万円、たな卸資産の増加394百万円等のマイナス要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、2,714百万円（前連結会計年度比218.4%増）となりました。

これは、主に投資有価証券の取得2,243百万円、有形固定資産及び無形固定資産の取得456百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、737百万円（前連結会計年度比4.5%減）となりました。

これは、主に配当金の支払553百万円、短期借入金の純減額174百万円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
開発事業 (百万円)	18,039	78.9
運用・構築事業 (百万円)	4,135	81.6
合計 (百万円)	22,175	79.4

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

(2) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
販売事業 (百万円)	7,437	95.1
合計 (百万円)	7,437	95.1

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

(3) 受注状況

当連結会計年度の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
開発事業	18,514	87.6	4,117	119.9
運用・構築事業	3,895	76.9	1,553	86.9
販売事業	12,107	89.3	2,638	100.6
合計	34,518	86.8	8,310	105.9

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
開発事業 (百万円)	17,831	78.1
運用・構築事業 (百万円)	4,130	81.3
販売事業 (百万円)	12,091	87.2
合計 (百万円)	34,053	81.5

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、次の課題を推進してまいります。

(1) 安定的な受注体制の確立

① 営業プロセスの確立

- ・オポチュニティ（案件）の創出とそれを確実に受注につなげるプロセスの確立

② オポチュニティの創出に向けた受注活動の強化と強固な顧客基盤の確立

- ・既存顧客の拡大及び他部門、グループ会社への展開
- ・ライフサイクル営業の推進
- ・証券・製造（組込）分野の受注拡大及びリスク分散のための他業種（電力、文教、鉄道等）のシェア向上
- ・受注活動における情報共有によるグループシナジーの発揮

(2) 粗利益率の向上とコスト抑制

① 原価マネジメントの強化による粗利益率向上

- ・生産効率の向上（プロジェクト管理環境の共有化、開発フレームワークの統一化、ソースコード検索ツールの全社活用等）
- ・オフショア開発（インド・中国）の推進

② 販管費抑制の継続

③ 収益性の高い「製品ビジネス」の推進（マイグレーション需要への対応を含む）

（注）マイグレーションとは、システム移行に伴いプログラムやデータを変換する作業のことです。異なるOSのシステムにアプリケーションを移行する場合、プログラム移行やデータ移行、データ変更が必要になりますが、これらもマイグレーションのひとつです。

(3) 飛躍への布石としての、海外ビジネス（欧米、中国、アジア）の拡充

① S J I ・ D C H との協働による中国市場へのビジネス展開

（注）DCHは、联想(レンソウ)グループの中核企業で、中国最大のIT製品卸売業者かつ主要産業における主導的なITサービス・プロバイダーです。

② SRA OSS, Inc. とProxim社との業務提携を基にした、欧米及び成長市場（BRICs）における無線分野のS I の事業展開

4【事業等のリスク】

当社がグループ統括会社として予想されるリスクは、次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

①グループ各社の業績変動リスクについて

グループ各社の諸要因に基づく業績の急激な変動が、当社の業績に影響を与える可能性があります。

②顧客情報の秘密保持について

当社グループでは、個人情報を取り扱う機会の多い情報処理サービス企業であることを自覚し、個人情報保護の重要性を十分に認識して、社内の管理体制を確立するとともに、当社グループ社員及びビジネスパートナーへの教育を行い、個人情報の保護に努めております。しかしながら、万が一、情報漏洩が発生した場合には取引先の信用失墜のみならず、損害賠償を受ける可能性もあり業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社は、上記以外にも主要な子会社である株式会社S R Aにおける事業等のリスクを包括的に抱えることとなります。

<株式会社S R A>

※以下の記載における「当社グループ」は株式会社S R Aとその子会社群で構成されたグループであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

①生産量拡大時のビジネスパートナーの確保について

当社グループは開発事業及び運用・構築事業において、事業拡大に伴う社内技術者不足の計画的補充、自社の保有していない技術の補完ならびに生産ピーク時等の生産量変動に対する機動的対応を目的に、社内技術者の他にビジネスパートナーを活用しております。

また、生産原価の低減策のひとつとしてもビジネスパートナーを活用しております。

しかしながら、当社グループの必要とするスキルを持ったビジネスパートナーの確保が十分にできない場合には、業績に影響が出る可能性があります。

なお、当社グループの当連結会計年度末の製造原価に占める外注費の割合は46.0%であります。

②システム開発におけるプロジェクトの採算について

当社グループの主要事業であるシステム開発においては、システムを一括して請け負い、顧客に対する完成責任を負う一括請負契約を締結する場合があります。一つのプロジェクトで受注から完成・引渡しまでが1年超となる案件もあります。このため受注時には一定の利益が期待されるプロジェクトであっても、開発作業開始後の顧客からの仕様変更要求、当初の見積りを越えた作業工程の発生などにより採算が悪化することがあります。また、売上確定後に瑕疵保証等の追加費用発生により最終的に不採算となることもあります。

当社グループでは、このような不採算プロジェクトの発生を抑制すべく、受注時におけるリスク要因のレビュー、見積り精度の向上に努めるとともに、組織的にプロジェクト管理体制を強化しておりますが、多額の不採算プロジェクトが発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。

③顧客情報の秘密保持について

当社グループでは、個人情報を取り扱う機会の多い情報処理サービス企業であることを自覚し、個人情報保護の重要性を十分に認識して、社内の管理体制を確立するとともに、プライバシーマークの認定企業として、当社グループ社員およびビジネスパートナーへの教育を行い、個人情報の保護に努めております。しかしながら、万が一、情報漏洩が発生した場合には取引先の信用失墜のみならず、損害賠償を受ける可能性もあり、業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発活動は、従来からの活動を継承し、今後重要になるであろうと思われる「ソフトウェアの開発技術」、「ソフトウェア開発環境とツール」及び「ユーザインタフェースとインタラクションデザイン」についての研究に加え、引き続き、Linux（リナックス）に代表されるオープンソース・ソフトウェアの動向を踏まえながら進めております。

当連結会計年度での研究開発は、当社のグループ会社の1つであります株式会社S R A先端技術研究所が中心に行っており、研究開発費の総額は29百万円（前年同期比75.7%減）であります。

これらは、主に特定のセグメントに区分できない基礎研究であります。

（注）株式会社S R A先端技術研究所は、平成22年4月1日付で株式会社S R Aを存続会社として吸収合併しております。

また、株式会社S R A先端技術研究所の機能は、株式会社S R Aの「先端技術研究所」として承継しております。

(1) ソフトウェアの開発技術の研究

ソフトウェア工学的なアプローチとして当社グループが取り組んだテーマといたしましては、設計・開発技法としてのオブジェクト指向技術、開発プロセス及び分散型システムの保守支援技術に関するものであります。

オブジェクト指向技術につきましては、実用に向けての適用方式や、分析・設計手法の研究を行っております。

開発プロセスに関しましては、すでにネットワーク構築と運用管理作業についてISO9001の認証を取得しており、ソフトウェア開発作業についてもCMMレベル3のアセッサ判定達成の実績があります。一方、これらのプロセスのモデルや標準は、ISO/IECにおいて改定の検討が続いております。例えばISO9001は2008年に改定され、ソフトウェアプロセスアセスメントはソフトウェア・プロセス評価(SPA)の標準であるISO/IEC15504シリーズが2006年に制定され、さらに同標準の第8部としてITSM (ITサービスマネジメント)への適用も審議中であります。

当社はこの分野のエキスパートとして担当委員会での審議や原案作成などに参加し、具体化提案などで規格作成や改訂に関与することで、ソフトウェア技術の普及と標準化に積極的に貢献しております。貢献分野としては、ISO9001のソフトウェア及びシステム分野への適用規格、ソフトウェアプロダクトラインなどのツール規格、VSE (Very Small Enterprise: 小組織) 向けプロセス規格、CMMを包含するソフトウェアプロセスアセスメント標準フレームワーク規格、保守プロセスJIS規格原案作成などがあります。今後はこれら標準フレームワーク (枠組) のセミナー、コンサルティングやツール化などを通して、一般への普及やグループ全体への適用の拡大を目指しております。

上記のようなソフトウェア工学上のいくつかの開発技法を活用し、組込み系ソフトウェア分野で最近注目されているものにPLSE (Product Line Software Engineering) があります。PLSEは、ドメイン分析・オブジェクト指向・ソフトウェア再利用技術を用いておりますが、ソフトウェア製品のみならずハードウェア製品構成を分析し、次期製品開発に有用な部品を見つけ出す際に有用な技法です。当社グループでは、PLSEの国内普及に向けての活動を進めております。

(2) ソフトウェアの開発環境とツールの研究

ソフトウェア開発環境に関しましては、十数年来オープンソース・ソフトウェアとして公開を続けている「じゅん」(三次元グラフィックス及びマルチメディアを扱うためのフレームワークとなる汎用クラスライブラリ)の機能拡張と保守を継続し、世界に向けて発信するとともに、様々な研究活動におけるソフトウェア開発等に活用しております。特にそのJava実装である「じゅん for Java」におきましては、昨今のJavaにおけるモジュール化の潮流を鑑み、ライブラリの提供する多様な機能を適切な粒度のモジュール群として整理するとともに、ライブラリの理解と利用を促進するための支援環境に関する研究開発を進めております。

また、これまでに行ってきた研究プロジェクトの成果を基に、情報推薦を行うシステムの開発に適用可能なフレームワークの研究と実装を行っております。情報推薦の技術は電子商取引サイトなどにおいて活用されており、実開発プロジェクトにおける情報推薦技術の簡便な適用を目的とした、汎用性の高い技術の構築を目指しております。同様の研究プロジェクトの成果として、動画等のマルチメディアに対してアノテーションを付与するアプリケーション構築のためのフレームワークの研究と実装を行っております。アノテーションをキーとする検索はもちろん、動画再生時にアノテーションをトリガーとするイベントを発生させるこ

とで、インタラクティブな動画再生環境の構築を可能にします。こちらはメディア検索やeラーニング分野での教材作成などへの応用が期待されます。

さらに、研究成果の製品ビジネスへの応用も行っております。具体的には、これまで行ってきたソフトウェア開発支援環境や、開発者のコミュニケーション支援などの研究成果を応用した製品として、ソースコード検索エンジン「CodeDepot」を開発し、発売いたしました。これはソースコードの検索に特化した検索エンジンで、高速で高度な検索機能により、ソフトウェア開発や保守の生産性や品質を向上させる製品です。

(3) ユーザインタフェースとインタラクションデザイン

HCI (Human-Computer Interaction) 研究分野におきましては、ソフトウェアの操作性と品質の向上に関する研究を進めています。心地良いユーザ体験の実現を目指し、人とシステムとの対話をデザインする「インタラクションデザイン」を実践するために必要となる、デザインの原則とプロセスについての研究を行っております。ビデオインタフェースや手描きインタフェースなど、マルチメディアを利用した高度な対話性を持つシステムを構築するためのソフトウェアコンポーネントの開発を、オープンソースライブラリ「じゅん for Java」をベースとして、東京大学先端科学技術研究センターと協力しながら進めてきました。操作感が重要となるソフトウェアや高度なインタラクティブ性が要求されるシステムを開発する際の、開発手順や構築すべき設計文書といった、インタラクションデザインのガイドラインの構築にも着手いたしました。また、インタラクションデザインのプロセスに着目し、コンセプトデザインや体験デザインを行う上での、会議の進め方や言葉の使われ方、といった点に着目した研究も開始いたしました。

インターネットが急速に普及した現在ならびに今後のコンピュータの利用形態を考えますと、今後はますますインターネットを活用した知識創出的な作業が増えていくものと考えられます。このような作業形態では、ノウハウ取得支援のみならず、有識者の特定、すなわちノウフー (know who) を支援するツールや環境が必要となります。当社グループでは、ソーシャルネットワークワーキングシステム (SNS) などに代表される社会的要因を考慮したソシオテクニカルな知識共有の枠組みを、ソフトウェア開発プロジェクト内でのコミュニケーション支援、プロセス改善活動知識の外在化と共有化支援といった実務レベルに適用する研究を継続しております。また、活動の成果を国内外の学会や講演会において発表し、ソシオテクニカルなソフトウェア開発環境のアプローチとして、協調ソフトウェア工学 (Collaborative Software Engineering) とソーシャルコンピューティングの分野を牽引する役割を果たしております。

(4) オープンソース・ソフトウェア

オープンソース・ソフトウェアに関しましては、以前よりWebアプリケーション・システムの開発環境をGNU/Linux、PostgreSQLを含むオープンソース・ツールキット群によって構築するための情報収集と整備を行っておりますが、社内開発における生産性と品質の向上のみならず、海外拠点、国内地方拠点との連携開発への適用を進めてきており、併せて、一般情報開示も行っております。

SOA (Service Oriented Architecture: サービス指向アーキテクチャ) に関しましては、国内での採用事例も増えてまいりましたが、当社グループではオープンソース・ソフトウェアを組み合わせたSOAの実行開発基盤ASIMA (Application and Service Integrating Middleware Assembly) を2006年に無償公開し、その後も継続して機能の拡張と改良を重ねております。

また、オープンソース・ソフトウェアのデータベースであるPostgreSQLについても、引き続き数々の高度な開発を行っております。最近では、Windows 64bit環境への対応を開発いたしました。Windows 64bit環境への対応は長年の課題でしたが、世界で最初にPostgreSQLのWindows対応を行った弊社の技術力を活かし、今回も他社をリードしてこの技術開発を行なったものです。今後は、安価な64bitハードウェアを活かした高性能なオープンソース・データベース・サーバーが、Windows環境でも利用できるようになることを期待されます。

オープンソース・ソフトウェアのアプリケーション分野では、使いやすいユーザインタフェースと軽快な動作により、世界中で利用されているメールソフトウェアであるSylpheedは当社グループ社員が中心となって開発しています。また、Sylpheedを発展させた「Sylpheed Pro」を発売しました。これは添付ファイル付きの10万件のメールの中からわずか1秒で目的のメールを探すことのできるソリューションとして注目されています。

これらはいずれも、ソフトウェアの開発作業で有益となる技術・環境・ツールを目指して進めているものです。実務レベルへの適用を随時行いつつ、国内外の大学や研究機関との連携を通して最新の技術動向を取り入れながら、研究成果を継続的に構築していく実用型の研究です。これらの研究の成果の一部は、コンサルテーションや他機関との協同研究開発作業等にも活かされております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや設備投資の下げ止まり等で景気に持ち直しが見られたものの、厳しい雇用情勢やデフレ等により、依然として厳しい状況で推移しました。

情報サービス業界におきましては、企業収益の大幅な減少を背景に、顧客のIT投資抑制が継続し、厳しい環境が続きました。

このような状況のもと、当社グループは安定的な受注体制を確立すべく営業プロセスの構築に努めました。また、粗利益の確保に向けて、開発効率向上の手法・ツールを活用した生産性の向上、開発要員の適正化による稼働率の向上、開発の内製化・オフショア開発の推進による外注費の抑制等に取り組みました。さらに、利益の底上げを図るため、販管費の抑制についても継続して推進しました。

これらの施策により、当連結会計年度の業績は、本年2月に公表した業績予想修正値とほぼ同水準となりましたが、前連結会計年度に比べ下記のとおり減収減益となりました。

売上高は34,053百万円（前連結会計年度比18.5%減）となりました。

主要子会社である株式会社AITは、流通・医療・通信業向け等の機器販売で好調を持続しました。また、中核事業会社の株式会社SRAの開発事業については、第3四半期から受注の減少に歯止めがかかり売上高は電力・ガス、学校向けが増加しましたが、証券、製造向けが大幅に減少しました。さらに、株式会社ソフトウェア・サイエンスは顧客の開発案件の内製化にともない売上高が減少しました。

損益面につきましては、粗利益は、売上高の減少、主要顧客である証券業の受注単価の想定以上の下落、第2四半期に計上した工事損失引当金を継続して計上したこと等により減少し、販管費の抑制に努めましたが、営業利益は1,997百万円（前連結会計年度比47.7%減）、経常利益は2,059百万円（前連結会計年度比47.1%減）となりました。

また、当期純利益は、新株予約権戻入益等の計上により1,238百万円（前連結会計年度比39.3%減）となりました。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主力事業である開発事業におきましては、システムを一括して請負い、顧客に対する完成責任を負う一括請負契約が一般的であり、作業が長期にわたる案件が多くあります。このような場合、当初の見積もり時には想定出来なかった作業や、作業途中で顧客からの仕様変更要請等による追加的な費用が発生し、最終的に赤字になることもあります。グループ一丸となってプロジェクトの管理体制を強化しておりますが、多額の不採算プロジェクトが発生し、各社業績に急激な変動があった場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ売上債権は減少したものの、投資有価証券の増加などにより685百万円増加しました。負債は、短期借入金の減少及び未払法人税等の減少により、前連結会計年度末に比べ279百万円減少しました。純資産は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末に比べ965百万円増加しました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度における資金状況は、営業活動により2,025百万円増加いたしました。これは、税金等調整前当期純利益及び売上債権の回収等によるものです。投資活動におきましては、投資有価証券の取得等により2,714百万円の資金減少となりました。また、財務活動におきましても、配当金の支払等により737百万円の資金減少となりました。

以上により、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は10,324百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,960,000
計	60,960,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,240,000	同左	東京証券取引所市場第一 部	単元株式数 100株
計	15,240,000	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社SRAホールディングスが、平成18年9月30日の株式会社SRAとの株式交換契約に基づき、株式会社SRAの平成17年6月29日開催及び平成18年6月29日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の新株予約権者に対して割当交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

なお、平成17年7月20日開催の株式会社SRAの取締役会決議による新株予約権（第1回新株予約権）、平成17年10月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第2回新株予約権）、平成18年8月4日開催の株式会社SRAの取締役会決議による新株予約権（第3回新株予約権）および平成19年8月9日開催の取締役会決議による新株予約権（第4回新株予約権）は、平成22年3月17日付で一部の付与対象者から権利放棄の申出を受けたことに伴い、減少しております。

① 株式会社SRAの平成17年6月29日定時株主総会決議（平成17年7月20日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)(注) 1	97	97
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	19,400	19,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	257,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

②株式会社S R Aの平成18年6月29日定時株主総会決議（平成18年8月4日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)(注) 1	62	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	12,400	12,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	376,400	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,882 資本組入額 941	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割または吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

③株式会社SRAホールディングスの平成19年6月26日定時株主総会決議（平成19年8月9日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)(注) 1	44	44
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	8,800	8,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	393,200	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,966 資本組入額 983	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。
2. 当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権 1 個の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

④株式会社SRAホールディングスの平成20年6月26日定時株主総会決議（平成20年8月14日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)(注) 1	529	529
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	105,800	105,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	324,400	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,622 資本組入額 811	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成23年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が65億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

⑤株式会社SRAホールディングスの平成21年6月25日定時株主総会決議（平成22年5月13日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)(注) 1	—	451
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	—	90,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	—	189,800
新株予約権の行使期間	—	自 平成23年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 949 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	—	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 4, 5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数に乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社第21期(平成23年3月期)における確定した連結損益計算書において、経常利益が28億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、平成21年6月25日開催の当社第19回定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以降に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成18年5月1日 (注) 1	176,100	176,100	176	176	—	—
平成18年6月12日 (注) 2	3,131,900	3,308,000	—	176	—	—
平成18年9月30日 (注) 3	11,932,000	15,240,000	823	1,000	6,815	6,815
平成19年8月10日 (注) 4	—	15,240,000	—	1,000	△5,815	1,000

(注) 1. 会社法施行により、通常の株式会社へ移行いたしました。

2. 1株につき176,100分の3,308,000株の割合をもって株式を分割しております。

3. 株式会社S R Aとの株式交換に際して11,932,000株を発行しております。

4. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減額し、その他資本剰余金へ振替えております。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	33	24	36	87	3	4,382	4,565	—
所有株式数(単元)	—	45,124	2,886	16,277	10,154	117	77,829	152,387	1,300
所有株式数の割合(%)	—	29.62	1.90	10.68	6.66	0.08	51.06	100.00	—

(注) 1. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社S R Aが保有する相互保有株式が11,901単元含まれております。

3. 自己株式210,000株は「個人その他」の欄に2,100単元含まれています。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
丸森隆吾	東京都千代田区	2,189	14.36
株式会社S R A	東京都豊島区南池袋2-32-8	1,190	7.80
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	947	6.21
S R Aホールディングス社員持株会	東京都豊島区南池袋2-32-8	588	3.86
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	564	3.70
株式会社三菱東京U F J 銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	560	3.67
N C T 信託銀行株式会社(投資口)	東京都品川区東品川2-3-14	500	3.28
佐藤宏美	東京都渋谷区	350	2.30
藤原園美	東京都目黒区	350	2.30
丸森京子	東京都千代田区	346	2.27
計	—	7,587	49.78

(注) 1. 上記株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 947千株
N C T 信託銀行株式会社(投資口) 500千株

2. 株式会社S R Aの所有している株式については、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。
3. 第一生命保険相互会社は、平成22年4月1日付で第一生命保険株式会社へ商号を変更しております。
4. 住友信託銀行株式会社から平成22年2月22日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成22年2月15日現在で753千株を保有している旨の報告をうけておりますが、株主名簿と相違しており、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。
なお住友信託銀行株式会社の大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	753	4.94

5. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成22年3月2日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成22年2月26日現在で772千株を保有している旨の報告をうけておりますが、株主名簿と相違しており、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。

なおスパークス・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎	772	5.07

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 210,000 (相互保有株式) 普通株式 1,190,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,838,600	138,386	同上
単元未満株式	普通株式 1,300	—	同上
発行済株式総数	15,240,000	—	—
総株主の議決権	—	138,386	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権10個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の中には、自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己株式	29株
相互保有株式	98株

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己株式) 株式会社SRAホールディングス	東京都豊島区南池袋 2-32-8	210,000	—	210,000	1.37
(相互保有株式) 株式会社SRA	東京都豊島区南池袋 2-32-8	1,190,100	—	1,190,100	7.80
計	—	1,400,100	—	1,400,100	9.18

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は旧商法及び会社法の規定に基づき、新株予約権を付与する方法によるものであります。

- ① 株式会社S R Aホールディングスが、平成18年9月30日の株式会社S R Aとの株式交換契約に基づき、株式会社S R Aの平成17年6月29日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の新株予約権者に対して割当交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人員(名) (注2)	取締役 5名 当社の従業員及び当社の子会社取締役、執行役員、従業員 44名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株) (注1)	116,000株
新株予約権の行使時の払込額(円) (注1)	257,000円
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 平成18年4月1日付の会社の株式分割に伴い、新株予約権1個につき目的となる株式の数は当初の100株から200株に、新株予約権全部につき目的となる株式の数の上限は当初の100,000株から200,000株に、調整後払込金額は当初の払込金額の2分の1に調整されております。

2. 付与対象者の区分及び人員は、株式会社S R Aホールディングスに承継後を記載しています。

- ② 株式会社S R Aホールディングスが、平成18年9月30日の株式会社S R Aとの株式交換契約に基づき、株式会社S R Aの平成18年6月29日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の新株予約権者に対して割当交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名) (注)	取締役 5名 当社の従業員及び当社の子会社の取締役、執行役員または従業員 56名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	88,600株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	376,400円
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 「付与対象者の区分及び人員」は、株式会社S R Aホールディングスに承継された新株予約権の「付与対象者の区分及び人員」を記載しています。

- ③ 会社法に基づき、平成19年6月26日開催の第17回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役3名、従業員7名及び当社の子会社の取締役、執行役員、従業員52名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	94,800株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	393,200円
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

- ④ 会社法に基づき、平成20年6月26日開催の第18回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役3名、従業員5名及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	110,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	324,400円
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

- ⑤ 会社法に基づき、平成21年6月25日開催の第19回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権の内容は以下のとおりです。

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役3名、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員56名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	90,200株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	189,800円
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。

- ⑥ 会社法に基づき、平成22年6月25日開催の第20回定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権の内容は以下のとおりです。 (①中期経営計画連動型ストックオプション ②発行済新株予約権の代替ストックオプション)

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	①当社及び子会社の取締役、執行役員、及び従業員 ②当社発行の第1回から第4回ストックオプションの付与対象者で権利放棄の申出をした者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株) (注1)	①200,000株を上限とする。(新株予約権の数は、1,000個を上限とする。) ②260,000株を上限とする。(新株予約権の数は、1,300個を上限とする。)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使価額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

3. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
4. 当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割および株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約および株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数および行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする

5. 新株予約権の権利行使の条件

- ①
 - 1) 新株予約権者は、当社第21期（平成23年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が、30億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
 - 2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権の相続は認めない。
 - 4) その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる
- ②
 - 1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権の相続は認めない。
 - 3) その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数	価格の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	29	22,873
当期間における取得自己株式	3	2,496

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りに株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	210,029	—	210,032	—

3【配当政策】

当社は、収益状況に応じて、株主各位への利益還元を充実させるとともに、業界の急速で革新的な技術進歩に対する開発環境の整備と研究開発、さらには将来の事業展開に備えるため内部留保に努めることを利益配分における基本方針としております。

当社は、連結配当性向20%を目処として利益配分することを目標としております。また、当社は平成18年9月20日開催の株主総会で剰余金の配当を機動的に取締役会決議で行えるよう定款を変更しております。

当期の配当につきましては、連結配当性向20%を目処とする当社の配当方針に基づき、さらに諸般の事情を勘案し、1株当たり普通配当を40円といたしました。

また、次期の配当につきましては、「連結配当性向20%を目処とする」という当社の配当方針を基本としております。なお、配当については以下の理由から、1株につき普通配当40円の維持を予定しており、この配当を実施した場合、配当性向は44.7%です。

- ①当社は、「連結ROE 2桁の維持・確保」を経営目標のひとつとしており、株主資本の効率的運用を重視した経営をめざしております。
- ②そのために、グループの成長性確保に向けた、本業における投資（M&A等の投資案件）について、積極的に取り組む方針であります。
- ③一方、「株主への利益還元」については、株主資本の効率的運用という観点からも常に検討しております。
- ④潤沢な手元流動性を保有している現状を鑑み、資産・資本の効率的運用に資するため、「株主への利益還元」の優先度が高いと判断し、次期の配当につきましては、1株につき普通配当40円の維持を予定しております。

なお、株主のみなさまへ配当金を少しでも早くお手元に届けられるよう配当金の支払開始の日を6月11日としております。

自己株式の取得につきましても、株主のみなさまに対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

なお、第20期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)
平成22年5月13日 取締役会決議	601	40.0

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	—	1,970	1,970	1,800	899
最低(円)	—	1,552	1,250	536	563

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、平成18年9月30日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	808	833	840	824	814	899
最低(円)	736	761	800	806	790	784

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長		丸森 隆吾	昭和10年11月12日生	昭和37年4月 沖ビジネスマシン販売株式会社 (合併により現 沖電気工業㈱) 入社 昭和42年11月 株式会社S R A 設立取締役 昭和44年10月 同社代表取締役社長 平成15年4月 株式会社S R A 代表取締役会長 (現任) 平成18年6月 当社代表取締役会長 (現任)	(注2)	2,189
代表取締役社長		鹿島 亨	昭和27年7月28日生	昭和50年4月 日本国有鉄道入社 昭和59年4月 株式会社S R A 入社 平成2年7月 S R A AMERICA, INC. 代表取締役社長 平成3年6月 S R A (Europe) B. V. 代表取締役社長 平成8年6月 株式会社S R A 取締役 平成15年4月 同社代表取締役社長 (現任) 平成18年4月 同社執行役員社長 (現任) 平成18年6月 当社代表取締役社長 (現任)	(注2)	18
常務取締役		谷野 寛	昭和24年12月13日生	昭和48年4月 第一生命保険相互会社入社 (現 第一生命保険㈱) 平成13年1月 同社年金事業部長 平成16年4月 株式会社S R A 顧問 平成16年6月 同社取締役 平成17年4月 同社常務取締役、コーポレート本 部長 平成18年4月 同社取締役兼常務執行役員 (現 任) 平成18年6月 当社常務取締役 (現任) 平成18年10月 当社管理本部長 平成21年6月 株式会社ソフトウエア・サイエン ス代表取締役社長 (現任)	(注2)	2
常務取締役		富田 博	昭和25年5月8日生	昭和48年4月 株式会社三菱銀行 (現 ㈱三菱東 京U F J 銀行) 入行 平成13年3月 同行日本橋支社長兼法人第一部長 平成14年6月 ダイヤモンドファクター株式会社 (現 三菱U F J ファクター株式 会社) 代表取締役社長 平成16年6月 株式会社S R A 取締役 平成17年4月 同社常務取締役、フィナンシャル システムズ&ネットワークサービ スカンパニープレジデント 平成18年4月 同社取締役兼常務執行役員 (現 任) 株式会社クレディスト代表取締役 社長 平成18年6月 当社常務取締役 (現任) 平成19年1月 Software Research Associates South East Asia Pte. Ltd. 代表取締役社長 平成20年6月 株式会社クレディスト代表取締役 会長 (現任)	(注2)	4
取締役	管理本部 副本部長	金崎 俊明	昭和25年9月9日生	昭和49年4月 株式会社S R A 入社 昭和57年12月 同社開発本部開発第七部長 平成14年4月 同社中部支社長兼営業部長 平成19年4月 同社コーポレート本部長 (現任) 平成18年6月 当社管理本部副本部長 (現任) 平成22年6月 当社取締役 (現任)	(注2)	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		室伏 仁	昭和23年8月7日生	昭和48年4月 日本国有鉄道入社 平成14年6月 東日本旅客鉄道株式会社 法務部長 平成16年6月 株式会社ジェイアール東日本パ ソナルサービス常務取締役 平成19年6月 株式会社S R A常勤監査役(現 任) 当社常勤監査役(現任)	(注3)	1
監査役		櫻井 通晴	昭和12年3月4日生	昭和54年4月 専修大学経営学部教授 昭和56年3月 商学博士(早稲田大学) 平成15年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ モ監査役 平成16年6月 株式会社S R A監査役(現任) 平成18年6月 当社監査役(現任) 平成19年4月 城西国際大学経営情報学部客員教 授(現任)	(注3)	6
監査役		竹谷 智行	昭和28年11月2日生	昭和59年4月 弁護士登録 平成3年4月 竹谷法律事務所入所 平成13年6月 株式会社S R A監査役(現任) 平成18年6月 当社監査役(現任)	(注3)	2
計						2,227

(注1) 監査役室伏仁、櫻井通晴及び竹谷智行は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 平成22年6月25日開催の定時株主総会の終結のときから1年間

(注3) 平成22年6月25日開催の定時株主総会の終結のときから4年間

(注4) 当社は法令に定める監査役の員数を欠く事になる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
よしまら しげる 吉村 茂 (昭和29年7月5日生)	昭和52年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 平成18年2月 同行名古屋支店長 平成20年1月 株式会社ディーエム情報システム(現日本アイ・ピー・エム・ビズイン テック株式会社)執行役員SS湘南事業本部長 平成20年11月 当社管理本部財務部長兼株式会社S R Aコーポレート本部財務部長 平成22年4月 当社監査室長(現任)	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、経営の透明性、公正性及び効率性を確保して企業価値の持続的向上を実現するための重要課題と位置づけており、当社のステークホルダーとの調和を図ることが、最終的に株主の利益につながるものと考えております。

ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会等の機能を一層整備・強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様に対しては、迅速かつ適切な情報開示を行い経営の透明性を高めていきたいと考えております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の内容

a. 企業統治の体制の概要

当社は、経営を監視する体制として、監査役による監査と取締役間の職務執行監視を評価しており、監査役制度を採用しております。

b. 当社は、取締役及び監査役が出席して毎月開催される取締役会において経営の基本方針や法令で定められた事項等経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。

なお、社外取締役を選任していない理由としては、取締役の員数を少数（5名）とし、迅速な意思決定を行い経営の活性化を図っております。また、監査役全員（3名）を社外監査役にすることで、客観的・中立的な経営監視を実現されており、現体制が十分に機能していると評価しているため、社外取締役は選任されておられません。

c. 監査役会につきましては監査役3名全員を社外監査役で構成しております。

当社は、平成22年6月25日開催の第20回定時株主総会で監査役4名を3名に減員しておりますが、当社のガバナンスの核である社外監査役3名体制は維持しているため、経営の監視機能が弱まることはなく、ガバナンス上も問題ないと考えております。

また、社外監査役の企業において果たす機能・役割といたしましては、客観性・中立性・独立性の立場から、それぞれの専門知識と経営に関する豊富な経験を活かし監査及び助言を行うことで、経営の監視機能を確保しております。

なお、社外役員3名全員は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役室伏仁氏は、法務部門での豊富な実務経験と企業経営の幅広い見識を有しております。
- ・監査役櫻井通晴氏は、専修大学経営学部の教授として昭和54年4月1日から平成19年3月31日まで28年間在籍し、会計学の授業を行ってまいりました。その間、公認会計士第二次試験と第三次試験の試験委員を歴任してまいりました。また平成19年4月1日から城西国際大学経営情報学部で会計学について大学院の指導と学部の授業を行っております。
- ・監査役竹谷智行氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
- ・監査役は、取締役会への出席、社内各部門及びグループ各社に対する実査等を通じて業務の執行状況を監視し、監査機能の充実に努めております。なお、当社は監査役会の専属スタッフは設置せず、内部監査部門である監査室（1名）に監査業務の委嘱を認めております。

監査室の職員は、監査役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。監査役より監査業務を委嘱された監査室の職員は、当該事項に関して取締役の指揮命令を受けないこととしております。

- ・補欠監査役制度を採用した理由としては、監査役会設置会社では、監査役の人数は3名以上、常勤監査役は1名以上、社外監査役は半数以上の会社法の規制に対して、当社の監査役は3名体制となっており、1名の常勤監査役に事故があった場合に、法令に抵触することになるため、常勤監査役になることが可能な者を補欠監査役として選任しております。

また、監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然であります。内部統制に関する監査結果については監査役にも報告することとしております。

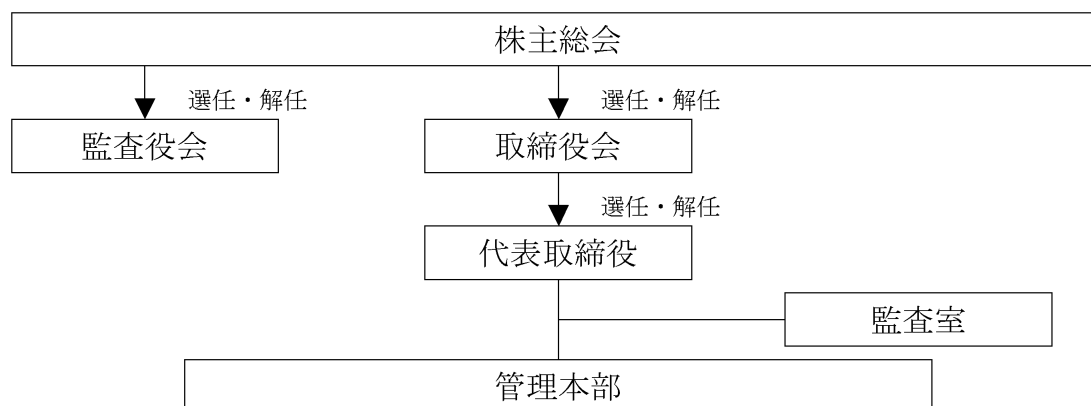
d. 社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との連携

当社は社外取締役はおりませんが、監査役全員（3名）は社外監査役で構成しております。

社外監査役と内部統制部門との連携については、当社の監査室と円滑な情報交換を行うとともに、主要子会社である株式会社SRAにおいて今年度より新設した「内部統制室」と内部統制の状況についても連携しております。

e. 当社は、IRの専任部門を設けており、株主や投資家に対するIR活動として、アナリストを対象にした決算説明会を開催するとともに、その資料をホームページで公開し、株主や一般投資家が閲覧できるようにしております。

- ② 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に関わる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりです。



- ③ 内部統制システムの整備の状況

- a. 取締役・使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンスマニュアル」を制定して役職員教育を行う一方、内部通報制度を設け、コンプライアンスリスクの早期発見と是正措置を講じる体制をとっております。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づいて取締役の職務執行に係る情報の記録、保存および管理を行います。

また、取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとしております。

- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および監査役が出席して毎月開催される取締役会において、経営の基本方針や法令で定められた事項等経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。

業務運営については、将来の経営環境、業界動向等を踏まえて当社が中期経営計画および年度経営計画・予算を策定し、グループ各社で業績目標を設定してその達成に向けた施策を立案・実施し、毎月の業績会議で進捗状況をフォローしております。

なお、スピードの早い経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役の任期を1年としております。

- d. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの経営管理を担当するとともに、グループ各社に取締役および監査役を派遣して各社の取締役を監督しております。併せて、当社の監査室がグループ企業の内部監査を実施し、内部統制の充実に努めております。

- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役会の専属スタッフは設置せず、内部監査部門である監査室に監査業務の委嘱を認めております。

また、監査室の職員は、監査役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。監査役より監査業務を委嘱された監査室の職員は、当該事項に関して、取締役の指揮命令を受けないこととしております。

f. 取締役と使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、その事実を監査役会に報告します。

また、常勤監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な意思決定の過程および業務を把握するため、主要な稟議書その他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる。

監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。

監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然であるが、内部統制に関する監査結果については監査役にも報告することにしております。

g. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて「コンプライアンス・マニュアル」に基本的な考え方をまとめ、社員への周知を図っています。また、平素より、警察、社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集に努めております。

④ 定款記載事項

a. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

b. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

c. 剰余金の配当決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

d. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

e. 自己株式の取得決議

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、機動的な資本政策を遂行できるように、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑤ 内部監査の状況

内部監査担当部門である監査室（1名）は、各部門の所管業務が法令、社内規則等に従い、適切かつ有効に運用されているかを監査し、その結果をトップマネジメントに報告するとともに、適切な指導を行って会社財産の保全と経営効率の向上を図っており、年度監査計画に基づき社内各部門及びグループ会社を対象に会計監査、業務監査等を実施しております。

また、監査役、会計監査人と必要に応じて監査計画のすり合わせ等を行う他、実査への同行や具体的な監査事項での連携を行っております。

⑥ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、太陽A S G有限責任監査法人に所属する和田芳幸、並木健治及び中村憲一の3氏であります。

監査業務に係る業務補助者は平成22年3月期では公認会計士6名、その他20名です。

会計監査人である監査法人又は業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はなく、会社法監査及び金融商品取引法監査を公正な立場で受けております。

⑦ 社外取締役及び社外監査役との関係

社外監査役3名につきましては当社との取引等の利害関係はありません。

(2) リスク管理体制の整備の状況

グループ各社の業績変動、コンプライアンス、災害、個人情報保護を含む情報セキュリティに係るリスクについては、管理本部で管理しております。

規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う一方、監査室によるモニタリングを行い、トップマネジメントに対する適時適切な報告と被監査部門への改善指示を行い、リスク管理体制の確立に努めております。

(3) 役員報酬の内容

① 役員報酬等の算定方法に係る決定方針

役員報酬額については株主総会の決議によって、取締役及び監査役の報酬等の限度額を決定しており、取締役については、取締役会の決議により、監査役については、監査役の協議により決定しております。

なお、役員報酬の決定方法については、取締役の報酬は役割と責任に応じて定めた額の基本報酬、業績目標値の達成度に応じて決定する取締役賞与、中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして新株予約権を割り当てる中期経営計画連動型ストックオプションにより構成しております。監査役の報酬については役割と責任に応じて定めた額を基本報酬としております。

なお、当社におきましては、役員退職慰労金制度はございません。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬の総額、報酬の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	107	106	0	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	7	7	—	—	—	1
社外役員	11	11	—	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額420百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額60百万円以内と承認いただいております。
3. 支給額には、平成20年8月21日に割当交付した新株予約権（ストックオプション）による報酬額0百万円（取締役3名）が含まれております。
4. 取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に係る報酬等の額は、平成19年6月26日開催の株主総会において、年額420百万円の取締役報酬限度額の内枠として、年額50百万円以内と承認いただいております。
5. 上記には平成22年6月25日開催の第20回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名の報酬を含んでおります。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(4) 株式の保有状況

① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱S J I	50,500	1,099	資本提携を含む業務協力
合計	50,500	1,099	

② 主要な連結子会社における保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	302,630	148	グループによる密接な業務協力
㈱みずほフィナンシャル・グループ優先株式	100,000	60	グループによる密接な業務協力
日本管財㈱	7,500	11	グループによる密接な業務協力
㈱みずほフィナンシャル・グループ	23,830	4	グループによる密接な業務協力
合計	433,960	224	

③ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	67	35	1	—	(注)
上記以外の株式	306	566	6	—	426

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	25	0	21	—
連結子会社	27	—	28	—
計	52	0	49	—

② その他重要な報酬の内容
該当事項はありません。

③ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 監査報酬の決定方針
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,335	8,957
受取手形及び売掛金	7,613	6,275
有価証券	1,503	1,504
商品及び製品	558	385
仕掛品	571	※3 1,140
繰延税金資産	461	467
その他	591	610
貸倒引当金	△37	△4
流動資産合計	21,599	19,337
固定資産		
有形固定資産		
建物	254	257
減価償却累計額	△157	△173
建物（純額）	97	83
機械装置及び運搬具	717	697
減価償却累計額	△646	△641
機械装置及び運搬具（純額）	71	56
土地	0	0
その他	100	101
減価償却累計額	△66	△69
その他（純額）	33	31
有形固定資産合計	202	172
無形固定資産		
その他	429	701
無形固定資産合計	429	701
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 1,314	※1 4,069
繰延税金資産	1,677	1,586
差入保証金	※2 531	※2 529
その他	882	949
貸倒引当金	△10	△48
投資損失引当金	△107	△93
投資その他の資産合計	4,287	6,993
固定資産合計	4,920	7,867
資産合計	26,519	27,204

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,702	2,818
短期借入金	※2 2,358	※2 2,184
1年内返済予定の長期借入金	10	—
未払費用	658	570
未払法人税等	743	522
未払消費税等	414	243
賞与引当金	568	569
役員賞与引当金	0	0
工事損失引当金	—	※3 148
その他	542	518
流動負債合計	7,999	7,576
固定負債		
社債	※2 300	※2 300
繰延税金負債	—	135
退職給付引当金	3,620	3,632
役員退職慰労引当金	422	422
負ののれん	13	8
固定負債合計	4,356	4,498
負債合計	12,355	12,075
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	4,483	4,483
利益剰余金	9,518	10,202
自己株式	△894	△894
株主資本合計	14,107	14,792
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	60	414
為替換算調整勘定	△121	△133
評価・換算差額等合計	△61	281
新株予約権	83	19
少数株主持分	34	36
純資産合計	14,164	15,129
負債純資産合計	26,519	27,204

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	41,777	34,053
売上原価	33,430	28,341
売上総利益	8,346	5,711
販売費及び一般管理費	※1, ※2 4,525	※1, ※2 3,713
営業利益	3,820	1,997
営業外収益		
受取利息	34	30
受取配当金	15	20
技術指導料収入	9	0
販売報奨金	48	12
保険配当金	—	14
有価証券売却益	5	—
その他	40	44
営業外収益合計	153	122
営業外費用		
支払利息	52	39
証券代行事務手数料	15	10
その他	11	10
営業外費用合計	79	61
経常利益	3,894	2,059
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 0
新株予約権戻入益	—	73
役員退職慰労引当金戻入額	—	18
特別利益合計	—	91
特別損失		
固定資産除却損	※4 1	※4 1
投資損失引当金繰入額	—	22
投資有価証券評価損	70	8
関係会社株式評価損	10	—
会員権評価損	27	—
その他	—	※5 3
特別損失合計	110	35
税金等調整前当期純利益	3,784	2,115
法人税、住民税及び事業税	1,810	879
法人税等調整額	△81	△4
法人税等合計	1,729	875
少数株主利益	13	1
当期純利益	2,041	1,238

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	
株主資本				
資本金				
前期末残高		1,000		1,000
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		1,000		1,000
資本剰余金				
前期末残高		4,519		4,483
当期変動額				
連結子会社からの自己株式の取得による剰余金の減少	(注)	△35		—
当期変動額合計		△35		—
当期末残高		4,483		4,483
利益剰余金				
前期末残高		8,029		9,518
当期変動額				
剰余金の配当		△553		△553
当期純利益		2,041		1,238
当期変動額合計		1,488		684
当期末残高		9,518		10,202
自己株式				
前期末残高		△894		△894
当期変動額				
自己株式の取得		—		△0
当期変動額合計		—		△0
当期末残高		△894		△894
株主資本合計				
前期末残高		12,654		14,107
当期変動額				
剰余金の配当		△553		△553
当期純利益		2,041		1,238
連結子会社からの自己株式の取得による剰余金の減少	(注)	△35		—
当期変動額合計		1,452		684
当期末残高		14,107		14,792

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	480	60
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△420	354
当期変動額合計	△420	354
当期末残高	60	414
為替換算調整勘定		
前期末残高	15	△121
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△137	△11
当期変動額合計	△137	△11
当期末残高	△121	△133
評価・換算差額等合計		
前期末残高	495	△61
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△557	342
当期変動額合計	△557	342
当期末残高	△61	281
新株予約権		
前期末残高	52	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31	△64
当期変動額合計	31	△64
当期末残高	83	19
少数株主持分		
前期末残高	21	34
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	1
当期変動額合計	13	1
当期末残高	34	36

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	13,224	14,164
当期変動額		
剰余金の配当	△553	△553
当期純利益	2,041	1,238
自己株式の取得	—	△0
連結子会社からの自己株式の取得による剰余金の減少	(注) △35	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△512	280
当期変動額合計	939	965
当期末残高	14,164	15,129

【連結株主資本等変動計算書の欄外注記】

(注) 平成20年5月23日に連結子会社の(株)S R Aが保有する当社株式を取得したことに伴い、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第6号)に基づいて、(株)S R Aにて発生した株式譲渡益に対する税金費用を資本剰余金から控除したことによるものです。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,784	2,115
減価償却費	258	238
会員権評価損	27	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	201	6
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	21	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△84	0
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△73	△0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	14	5
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△13
受取利息及び受取配当金	△49	△51
支払利息	52	39
投資有価証券評価損益 (△は益)	81	8
固定資産売却損益 (△は益)	—	△0
固定資産除却損	1	1
売上債権の増減額 (△は増加)	1,245	1,328
たな卸資産の増減額 (△は増加)	609	△394
仕入債務の増減額 (△は減少)	△740	121
その他の負債の増減額 (△は減少)	△552	14
未払消費税等の増減額 (△は減少)	21	△170
その他	96	△129
小計	4,915	3,121
利息及び配当金の受取額	49	43
利息の支払額	△53	△38
法人税等の支払額	△2,718	△1,100
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,194	2,025
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△57	△33
有形固定資産の売却による収入	0	2
無形固定資産の取得による支出	△174	△422
投資有価証券の取得による支出	△588	△2,243
投資有価証券の売却による収入	0	24
貸付けによる支出	△48	△527
貸付金の回収による収入	47	568
定期預金の預入による支出	△105	△70
定期預金の払戻による収入	105	20
差入保証金の差入による支出	△10	△35
差入保証金の回収による収入	3	36
その他	△23	△34
投資活動によるキャッシュ・フロー	△852	△2,714

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△196	△174
長期借入金の返済による支出	△22	△10
社債の発行による収入	300	—
社債の償還による支出	△300	—
自己株式の取得による支出	—	△0
配当金の支払額	△553	△553
財務活動によるキャッシュ・フロー	△772	△737
現金及び現金同等物に係る換算差額	△82	△2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	487	△1,428
現金及び現金同等物の期首残高	11,265	11,753
現金及び現金同等物の期末残高	※1 11,753	※1 10,324

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 11社 (株)SRA (株)ソフトウェア・サイエンス SRA AMERICA, INC. (株)SRA西日本 (株)SRA東北 (株)SRA先端技術研究所 (株)SRAプロフェッショナルサービス SRA OSS, INC. SRA (Europe) B. V. (株)AIT (株)クレディスト</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 Software Research Associates South East Asia Pte. Ltd. SRA India Private Limited (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社はいずれも小規模で、 合計の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、それぞれ連 結総資産、連結売上高、連結純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等に比して僅少で あり、全体としても重要な影響を及ぼ しておりません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 11社 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 Software Research Associates South East Asia Pte. Ltd. SRA India Private Limited (連結の範囲から除いた理由) 同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用しない非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 Software Research Associates South East Asia Pte. Ltd. SRA India Private Limited (持分法を適用しない理由) 持分法非適用の非連結子会社につい ては、それぞれ連結純損益(持分に見 合う額) 及び利益剰余金(持分に見 合う額) 等に及ぼす影響が軽微であり、 全体としても重要性が乏しいため、持 分法を適用しておりません。</p>	<p>持分法を適用しない非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 Software Research Associates South East Asia Pte. Ltd. SRA India Private Limited (持分法を適用しない理由) 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、SRA AMERICA, INC. 及び SRA (Europe) B. V. の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたって、これらの会社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>① 有価証券</p> <p>(イ) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(ロ) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② たな卸資産</p> <p>(イ) 商品及び製品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(ロ) 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>（会計方針の変更） 当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号）を適用しております。</p> <p>なお、これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>① 有価証券</p> <p>(イ) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(ロ) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産</p> <p>(イ) 商品及び製品 同左</p> <p>(ロ) 仕掛品 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産 の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、存外連結子会社は定額法を採用しております。</p> <p>建物（建物附属設備は除く） (イ) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法によっております。 (ロ) 平成19年4月1日以後に取得したもの 定額法によっております。</p> <p>建物以外 (イ) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 (ロ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～39年 機械装置及び運搬具 4年～6年</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） (イ) ソフトウェア 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。</p> <p>市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(ロ) ソフトウェア以外 定額法</p>	<p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>建物（建物附属設備は除く） (イ) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 同左 (ロ) 平成19年4月1日以後に取得したもの 同左</p> <p>建物以外 (イ) 平成19年3月31日以前に取得したもの 同左 (ロ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 同左</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） (イ) ソフトウェア 同左</p> <p>(ロ) ソフトウェア以外 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上 基準	<p>③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 投資損失引当金 関係会社に対する投資等による損失に備えるため、財政状態及び経営成績等を考慮して必要額を計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>④ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づいて計上しております。</p>	<p>③ リース資産 同左</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 投資損失引当金 同左</p> <p>③ 賞与引当金 同左</p> <p>④ 役員賞与引当金 同左</p> <p>⑤ 工事損失引当金 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち損失の発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見積額を計上しております。なお、損失が見込まれる受注案件に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>⑤ 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑥ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>⑥ 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑦ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(追加情報)</p> <p>連結子会社の株式会社S R Aにおいて、役員退職慰労金支給内規の変更により役員退職慰労引当金の積立上限額を設定したため、当期連結会計年度において役員退職慰労引当金戻入額18百万円を特別利益に計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(4) 重要な収益及び費用 の計上基準	—	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準</p> <p>(イ) 当連結会計年度末までの進捗部分 について成果の確実性が認められる 工事</p> <p>工事進行基準（工事の進捗率の見 積りについては、あらかじめ契約 上の成果物を作業工程単位に分割 するとともに各作業工程の価値を 決定し、決算日において完了した 作業工程の価値が全作業工程に占 める割合をもって作業進捗度とす る）</p> <p>(ロ) その他の工事 工事完成基準 (会計方針の変更)</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準につ いては、従来、工事完成基準を適用して おりましたが、「工事契約に関する会計基 準」（企業会計基準第15号 平成19年12 月27日）及び「工事契約に関する会計基 準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第18号 平成19年12月27日）を適用し、 当連結会計年度に着手した工事契約か ら、当連結会計年度末までの進捗部分に ついて成果の確実性が認められる工事 については工事進行基準（工事の進捗率の 見積りについては、あらかじめ契約上の 成果物を作業工程単位に分割するととも に各作業工程の価値を決定し、決算日 において完了した作業工程の価値が全作 業工程に占める割合をもって作業進捗度 とする）を、その他の工事については工事 完成基準を適用しております。</p> <p>なお、これによる売上高、営業利益、 経常利益及び税金等調整前当期純利益に 与える影響は軽微であります。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
(5) その他連結財務諸表 作成のための重要な 事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準の適用)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来どおり賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を当連結会計年度から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>なお、これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」は、それぞれ1,145百万円、594百万円であります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																				
<p>※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">投資有価証券(株式) 222 百万円</p>	<p>※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">投資有価証券(株式) 270 百万円</p>																				
<p>※2 担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">差入保証金</td> <td style="text-align: right;">19 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">19 百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">300 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社債</td> <td style="text-align: right;">300 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">600 百万円</td> </tr> </table>	差入保証金	19 百万円	合計	19 百万円	短期借入金	300 百万円	社債	300 百万円	合計	600 百万円	<p>※2 担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">差入保証金</td> <td style="text-align: right;">19 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">19 百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">300 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社債</td> <td style="text-align: right;">300 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">600 百万円</td> </tr> </table>	差入保証金	19 百万円	合計	19 百万円	短期借入金	300 百万円	社債	300 百万円	合計	600 百万円
差入保証金	19 百万円																				
合計	19 百万円																				
短期借入金	300 百万円																				
社債	300 百万円																				
合計	600 百万円																				
差入保証金	19 百万円																				
合計	19 百万円																				
短期借入金	300 百万円																				
社債	300 百万円																				
合計	600 百万円																				
—————	<p>※3 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は111百万円(うち、仕掛品111百万円)であります。</p>																				

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">給料手当・賞与</td> <td style="text-align: right;">1,954 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">71 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">124 百万円</td> </tr> </table>	給料手当・賞与	1,954 百万円	賞与引当金繰入額	71 百万円	退職給付費用	124 百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">給料手当・賞与</td> <td style="text-align: right;">1,679 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">64 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">110 百万円</td> </tr> </table>	給料手当・賞与	1,679 百万円	賞与引当金繰入額	64 百万円	退職給付費用	110 百万円				
給料手当・賞与	1,954 百万円																
賞与引当金繰入額	71 百万円																
退職給付費用	124 百万円																
給料手当・賞与	1,679 百万円																
賞与引当金繰入額	64 百万円																
退職給付費用	110 百万円																
<p>※2 一般管理費に含まれる研究開発費</p> <p style="text-align: right;">121 百万円</p>	<p>※2 一般管理費に含まれる研究開発費</p> <p style="text-align: right;">29 百万円</p>																
—————	<p>※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	0 百万円														
機械装置及び運搬具	0 百万円																
<p>※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産その他</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> </tr> </table>	建物	0 百万円	機械装置及び運搬具	1 百万円	有形固定資産その他	0 百万円	合計	1 百万円	<p>※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産その他</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> </tr> </table>	建物	0 百万円	機械装置及び運搬具	1 百万円	有形固定資産その他	0 百万円	合計	1 百万円
建物	0 百万円																
機械装置及び運搬具	1 百万円																
有形固定資産その他	0 百万円																
合計	1 百万円																
建物	0 百万円																
機械装置及び運搬具	1 百万円																
有形固定資産その他	0 百万円																
合計	1 百万円																
—————	<p>※5 特別損失その他の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding-left: 20px;">和解金</td> <td style="text-align: right;">3 百万円</td> </tr> </table>	和解金	3 百万円														
和解金	3 百万円																

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	15,240	—	—	15,240
合計	15,240	—	—	15,240
自己株式				
普通株式	1,400	—	—	1,400
合計	1,400	—	—	1,400

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	83

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	553	40	平成20年3月31日	平成20年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	553	利益剰余金	40	平成21年3月31日	平成21年6月11日

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	15,240	—	—	15,240
合計	15,240	—	—	15,240
自己株式				
普通株式	1,400	0	—	1,400
合計	1,400	0	—	1,400

（注）普通株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	19

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	553	40	平成21年3月31日	平成21年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	553	利益剰余金	40	平成22年3月31日	平成22年6月11日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)
現金及び預金勘定 10,335 百万円	現金及び預金勘定 8,957 百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 85 百万円	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 135 百万円
取得日から3ヶ月以内に償 還期限の到来する短期投資 (有価証券) 1,503 百万円	取得日から3ヶ月以内に償 還期限の到来する短期投資 (有価証券) 1,502 百万円
現金及び現金同等物 11,753 百万円	現金及び現金同等物 10,324 百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																								
1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リ ース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引 については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額	1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リ ース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引 については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相 当額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相 当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び 運搬具</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40</td> <td>16</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)	建物	16	4	11	機械装置及び 運搬具	14	6	7	その他	10	4	5	合計	40	16	24	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相 当額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相 当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び 運搬具</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)	建物	16	8	8	機械装置及び 運搬具	11	6	4	その他	6	3	3	合計	34	18	16
	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)																																						
建物	16	4	11																																						
機械装置及び 運搬具	14	6	7																																						
その他	10	4	5																																						
合計	40	16	24																																						
	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)																																						
建物	16	8	8																																						
機械装置及び 運搬具	11	6	4																																						
その他	6	3	3																																						
合計	34	18	16																																						
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>8 百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	8 百万円	1年超	16 百万円	合計	24 百万円	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>6 百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	6 百万円	1年超	9 百万円	合計	16 百万円																												
1年内	8 百万円																																								
1年超	16 百万円																																								
合計	24 百万円																																								
1年内	6 百万円																																								
1年超	9 百万円																																								
合計	16 百万円																																								
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース 料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占め る割合が低いため支払利子込み法により算定して おります。	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース 料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占め る割合が低いため支払利子込み法により算定して おります。																																								

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																				
<p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">8 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">8 百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px; border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4 百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	8 百万円	減価償却費相当額	8 百万円	1年内	2 百万円	1年超	1 百万円	合計	4 百万円	<p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">8 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">8 百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px; border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1 百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	8 百万円	減価償却費相当額	8 百万円	1年内	1 百万円	1年超	－ 百万円	合計	1 百万円
支払リース料	8 百万円																				
減価償却費相当額	8 百万円																				
1年内	2 百万円																				
1年超	1 百万円																				
合計	4 百万円																				
支払リース料	8 百万円																				
減価償却費相当額	8 百万円																				
1年内	1 百万円																				
1年超	－ 百万円																				
合計	1 百万円																				

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、システムの開発事業、運用・構築事業、機器等の販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金(すべて銀行借入)を調達しております。

事業に必要な資金は安全性の高い預金で運用し、一時的な余資は比較的格付けの高い債券等の金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、当社グループでは、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクをかかえておりますが、ほとんどが短期回収の債権であります。海外取引等により外貨建て債権が発生することもあります。グループとして自国通貨での契約を推奨しており、為替の変動リスクを最小限におさえるように努めております。有価証券及び投資有価証券は、運用目的の債券及び取引先企業との業務に関連した株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である買掛金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日となっております。海外からの仕入等により、外貨建ての債務が発生し、為替の変動リスクをかかえることありますが、少額であるため為替予約等は行っておりません。なお、大型案件での仕入等で急激に資金量が低下した場合には、流動性リスクが発生することがあります。借入金はすべて短期で、目的は事業の運転資金となっております。市場金利の上昇局面においては、金利負担が増える可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループの主要事業会社においては、営業取引等の開始の際に与信管理規程に基づき、取引先の状況を把握して与信限度額を設定するとともに、入金が遅延している債権等については、管理部門と各営業部門が連携し、取引先の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及びリスク軽減に努めております。また、比較的小規模の事業会社においては、取引開始時に社長又は営業部長等が直接取引先に赴き、会社の状況を確認し、取引の選別をすることにより、信用リスクの軽減を図っております。

運用目的の債券は、有価証券運用管理基準に従い、比較的格付けの高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク(有価証券の市場価格等の変動リスク)の管理

当社グループにおいては、定期的に有価証券及び投資有価証券の時価や発行体の財務状況等を把握しております。その結果を受け、運用目的の債券以外について、稟議制度により取得、売却等の検討を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループでは、各社において管理部門が資金繰り計画を作成するとともに、手元流動性を概ね売上高の1.5~2ヶ月分相当に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,957	8,957	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,275	6,275	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	999	999	—
その他有価証券	504	504	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	3,249	3,249	—
資産計	19,986	19,986	—
(1) 買掛金	2,818	2,818	—
(2) 短期借入金	2,184	2,184	—
負債計	5,002	5,002	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引金融機関より提示された価格によっております。ただし(3)有価証券のうち満期保有目的の債券については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	820

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,957	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,275	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券 (CP)	1,000	—	—	—
その他の有価証券のうち満 期があるもの (MMF)	504	—	—	—
投資有価証券				
その他の有価証券のうち満 期があるもの (社債)	—	1,300	—	—
合計	16,737	1,300	—	—

4. 社債の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年3月31日)

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	65	280	214
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	65	280	214
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	654	560	△94
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	41	38	△2
	小計	696	599	△97
	合計	761	879	117

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
504	5	—

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場債券	999
その他有価証券	
非上場株式	212
マネーマネージメントファンド	503

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	1,000	—	—	—
2. その他	503	—	—	—
合計	1,503	—	—	—

当連結会計年度（平成22年3月31日）

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	999	999	—
	小計	999	999	—
合計		999	999	—

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,663	875	787
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	398	395	3
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,062	1,270	791
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	247	338	△91
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	892	894	△2
	(3) その他	47	48	△0
	小計	1,187	1,281	△94
合計		3,249	2,552	696

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	24	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	24	—	—

5. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について8百万円（その他有価証券の株式8百万円）の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループの国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度または適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、退職金制度の枠外で厚生年金基金制度(総合設立型)に加入しております。連結子会社の株式会社SRAにおいて、当連結会計年度より、適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度へ移行しております。それにより過去勤務債務が△12百万円発生しております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成21年3月31日現在)

年金資産の額	329,874百万円
年金財政計算上の給付債務の額	446,934百万円
差引額	<u>△117,060百万円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合(平成21年3月)

1.14%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政上の過去勤務債務残高1,521百万円及び積立不足金115,538百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間5年の元利均等償却ですが、当該過去勤務債務残高は、第2加算年金加入かつ過去期間持込事業主に係るものであり、当社グループには過去勤務債務の償却のための特別掛金の拠出はありません。

なお、上記(2)の割合は、当社グループの実際の負担割合であります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成22年3月31日) (百万円)
(1) 退職給付債務	△4,692	△4,789
(2) 年金資産	758	1,051
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△3,934	△3,737
(4) 未認識数理計算上の差異	336	144
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(注)1	—	△10
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	△3,597	△3,604
(7) 前払年金費用(注)2	22	27
(8) 退職給付引当金(6)-(7)(注)3	△3,620	△3,632

(注) 1. 当連結会計年度より株式会社SRAにおいて、適格年金制度から確定給付型企业年金制度へ移行したことにより過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。

2. 前払年金費用は、投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

3. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

4. 株式会社SRAを除く子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (百万円)
退職給付費用	712	771
(1) 勤務費用 (注) 2	354	402
(2) 利息費用	79	83
(3) 期待運用収益 (減算)	14	11
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	27	40
(5) 過去勤務債務の費用処理額 (減算)	—	1
(6) 厚生年金基金掛金	265	258

(注) 1. 上記退職給付費用以外に、以下の割増退職金を支払っており、販売費及び一般管理費として計上しております。

前連結会計年度 18百万円

当連結会計年度 23百万円

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1)勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2) 割引率	2.0%	2.0%
(3) 期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4) 過去勤務債務の額の処理年数 (注) 1	—	10年
(5) 数理計算上の差異の処理年数 (注) 2	10～15年	10～15年

(注) 1. 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。

2. 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 32百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 6名 子会社取締役 及び従業員 35名	子会社取締役 3名	当社取締役 5名 当社従業員 8名 子会社取締役 及び従業員 48名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 116,000株	普通株式 7,200株	普通株式 88,600株
付与日	平成17年7月20日	平成17年10月26日	平成18年8月11日
権利確定条件	①平成20年3月期またはそれ以前の決算期における連結損益計算書において、経常利益が38億円以上 ②付与日(平成17年7月20日)以降、権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること	①同左 ②付与日(平成17年10月26日)以降、権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること	①同左 ②付与日(平成18年8月11日)以降、権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自 平成17年7月20日 至 平成20年6月30日	自 平成17年10月26日 至 平成20年6月30日	自 平成18年8月11日 至 平成20年6月30日
権利行使期間	権利確定後、2年以内	同左	同左

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名 子会社取締役 及び従業員 52名	当社取締役 3名 当社従業員 5名 子会社取締役 及び従業員 68名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 94,800株	普通株式 110,000株
付与日	平成19年8月16日	平成20年8月21日
権利確定条件	①平成20年3月期における連結損益計算書において、経常利益が38億円以上 ②付与日(平成19年8月16日)以降、権利確定日(平成21年6月30日)まで継続して勤務していること	①平成23年3月期における連結損益計算書において、経常利益が65億円以上 ②付与日(平成20年8月21日)以降、権利確定日(平成23年6月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自 平成19年8月16日 至 平成21年6月30日	自 平成20年8月21日 至 平成23年6月30日
権利行使期間	権利確定後、2年以内	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	111,200	7,200	87,600
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	111,200	7,200	87,600
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	111,200	7,200	87,600
権利行使	—	—	—
失効	1,600	—	2,400
未行使残	109,600	7,200	85,200

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	94,800	—
付与	—	110,000
失効	3,800	4,200
権利確定	—	—
未確定残	91,000	105,800
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,285	1,097	1,882
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	482

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,966	1,622
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	464	155

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	44.13%
予想残存期間(注) 2	3.86年
予想配当(注) 3	40円/株
無リスク利率(注) 4	0.91%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する直近期間の株価実績に基づき算定しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 3. 平成20年3月期の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 9百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年（1） ストック・オプション	平成17年（2） ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 6名 子会社取締役 及び従業員 35名	子会社取締役 3名	当社取締役 5名 当社従業員 8名 子会社取締役 及び従業員 48名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 116,000株	普通株式 7,200株	普通株式 88,600株
付与日	平成17年7月20日	平成17年10月26日	平成18年8月11日
権利確定条件	①平成20年3月期またはそれ以前の決算期における連結損益計算書において、経常利益が38億円以上 ②付与日（平成17年7月20日）以降、権利確定日（平成20年6月30日）まで継続して勤務していること	①同左 ②付与日（平成17年10月26日）以降、権利確定日（平成20年6月30日）まで継続して勤務していること	①同左 ②付与日（平成18年8月11日）以降、権利確定日（平成20年6月30日）まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自 平成17年7月20日 至 平成20年6月30日	自 平成17年10月26日 至 平成20年6月30日	自 平成18年8月11日 至 平成20年6月30日
権利行使期間	権利確定後、2年以内	同左	同左

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名 子会社取締役 及び従業員 52名	当社取締役 3名 当社従業員 5名 子会社取締役 及び従業員 68名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 94,800株	普通株式 110,000株
付与日	平成19年8月16日	平成20年8月21日
権利確定条件	①平成20年3月期における連結損益計算書において、経常利益が38億円以上 ②付与日（平成19年8月16日）以降、権利確定日（平成21年6月30日）まで継続して勤務していること	①平成23年3月期における連結損益計算書において、経常利益が65億円以上 ②付与日（平成20年8月21日）以降、権利確定日（平成23年6月30日）まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自 平成19年8月16日 至 平成21年6月30日	自 平成20年8月21日 至 平成23年6月30日
権利行使期間	権利確定後、2年以内	同左

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年(1) ストック・オプション	平成17年(2) ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	109,600	7,200	85,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	90,200	7,200	72,800
未行使残	19,400	—	12,400

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	91,000	105,800
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	91,000	—
未確定残	—	105,800
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	91,000	—
権利行使	—	—
失効	82,200	—
未行使残	8,800	—

② 単価情報

	平成17年（1） ストック・オプション	平成17年（2） ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,285	1,097	1,882
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価（付与日） (円)	—	—	482

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,966	1,622
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価（付与日） (円)	464	155

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度においてストックオプションを付与しておりませんので該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																																																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動の部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">230百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">80百万円</td></tr> <tr><td>未払賞与</td><td style="text-align: right;">53百万円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td style="text-align: right;">26百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">77百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">468百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△6百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">461百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定の部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">213百万円</td></tr> <tr><td>会員権評価損</td><td style="text-align: right;">63百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">1,468百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">169百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">70百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,984百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△247百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>差引</td><td style="text-align: right;">1,737百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td> 其他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">57百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">1,677百万円</td></tr> </table>	繰延税金資産		賞与引当金	230百万円	未払事業税	80百万円	未払賞与	53百万円	未払社会保険料	26百万円	その他	77百万円	<hr/>		繰延税金資産小計	468百万円	評価性引当額	△6百万円	<hr/>		繰延税金資産合計	461百万円	繰延税金資産		繰越欠損金	213百万円	会員権評価損	63百万円	退職給付引当金	1,468百万円	役員退職慰労引当金	169百万円	その他	70百万円	<hr/>		繰延税金資産小計	1,984百万円	評価性引当額	△247百万円	<hr/>		差引	1,737百万円	繰延税金負債		其他有価証券評価差額金	57百万円	その他	2百万円	<hr/>		繰延税金負債合計	60百万円	繰延税金資産の純額	1,677百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動の部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">227百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">54百万円</td></tr> <tr><td>未払賞与</td><td style="text-align: right;">33百万円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td style="text-align: right;">33百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">120百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">468百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△0百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">468百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定の部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">190百万円</td></tr> <tr><td>会員権評価損</td><td style="text-align: right;">51百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">1,472百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">171百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">62百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,948百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△215百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>差引</td><td style="text-align: right;">1,733百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td> 其他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">282百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">282百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">1,451百万円</td></tr> </table>	繰延税金資産		賞与引当金	227百万円	未払事業税	54百万円	未払賞与	33百万円	未払社会保険料	33百万円	その他	120百万円	<hr/>		繰延税金資産小計	468百万円	評価性引当額	△0百万円	<hr/>		繰延税金資産合計	468百万円	繰延税金資産		繰越欠損金	190百万円	会員権評価損	51百万円	退職給付引当金	1,472百万円	役員退職慰労引当金	171百万円	その他	62百万円	<hr/>		繰延税金資産小計	1,948百万円	評価性引当額	△215百万円	<hr/>		差引	1,733百万円	繰延税金負債		其他有価証券評価差額金	282百万円	<hr/>		繰延税金負債合計	282百万円	繰延税金資産の純額	1,451百万円
繰延税金資産																																																																																																															
賞与引当金	230百万円																																																																																																														
未払事業税	80百万円																																																																																																														
未払賞与	53百万円																																																																																																														
未払社会保険料	26百万円																																																																																																														
その他	77百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
繰延税金資産小計	468百万円																																																																																																														
評価性引当額	△6百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
繰延税金資産合計	461百万円																																																																																																														
繰延税金資産																																																																																																															
繰越欠損金	213百万円																																																																																																														
会員権評価損	63百万円																																																																																																														
退職給付引当金	1,468百万円																																																																																																														
役員退職慰労引当金	169百万円																																																																																																														
その他	70百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
繰延税金資産小計	1,984百万円																																																																																																														
評価性引当額	△247百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
差引	1,737百万円																																																																																																														
繰延税金負債																																																																																																															
其他有価証券評価差額金	57百万円																																																																																																														
その他	2百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
繰延税金負債合計	60百万円																																																																																																														
繰延税金資産の純額	1,677百万円																																																																																																														
繰延税金資産																																																																																																															
賞与引当金	227百万円																																																																																																														
未払事業税	54百万円																																																																																																														
未払賞与	33百万円																																																																																																														
未払社会保険料	33百万円																																																																																																														
その他	120百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
繰延税金資産小計	468百万円																																																																																																														
評価性引当額	△0百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
繰延税金資産合計	468百万円																																																																																																														
繰延税金資産																																																																																																															
繰越欠損金	190百万円																																																																																																														
会員権評価損	51百万円																																																																																																														
退職給付引当金	1,472百万円																																																																																																														
役員退職慰労引当金	171百万円																																																																																																														
その他	62百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
繰延税金資産小計	1,948百万円																																																																																																														
評価性引当額	△215百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
差引	1,733百万円																																																																																																														
繰延税金負債																																																																																																															
其他有価証券評価差額金	282百万円																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
繰延税金負債合計	282百万円																																																																																																														
繰延税金資産の純額	1,451百万円																																																																																																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td colspan="2">(調整)</td></tr> <tr><td>損金に算入されない交際費等</td><td style="text-align: right;">0.9%</td></tr> <tr><td>評価性引当金増減額</td><td style="text-align: right;">1.9%</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td style="text-align: right;">0.3%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">45.7%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		損金に算入されない交際費等	0.9%	評価性引当金増減額	1.9%	役員報酬	0.7%	新株予約権	0.3%	住民税均等割等	0.5%	その他	0.7%	<hr/>		税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.7%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td colspan="2">(調整)</td></tr> <tr><td>損金に算入されない交際費等</td><td style="text-align: right;">1.0%</td></tr> <tr><td>評価性引当金増減額</td><td style="text-align: right;">△0.9%</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">0.2%</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td style="text-align: right;">△1.2%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">41.4%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		損金に算入されない交際費等	1.0%	評価性引当金増減額	△0.9%	役員報酬	0.2%	新株予約権	△1.2%	住民税均等割等	0.9%	その他	0.7%	<hr/>		税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4%																																																																						
法定実効税率	40.7%																																																																																																														
(調整)																																																																																																															
損金に算入されない交際費等	0.9%																																																																																																														
評価性引当金増減額	1.9%																																																																																																														
役員報酬	0.7%																																																																																																														
新株予約権	0.3%																																																																																																														
住民税均等割等	0.5%																																																																																																														
その他	0.7%																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.7%																																																																																																														
法定実効税率	40.7%																																																																																																														
(調整)																																																																																																															
損金に算入されない交際費等	1.0%																																																																																																														
評価性引当金増減額	△0.9%																																																																																																														
役員報酬	0.2%																																																																																																														
新株予約権	△1.2%																																																																																																														
住民税均等割等	0.9%																																																																																																														
その他	0.7%																																																																																																														
<hr/>																																																																																																															
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4%																																																																																																														

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	開発事業 (百万円)	運用・構築 事業 (百万円)	販売事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	22,837	5,078	13,861	41,777	—	41,777
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	77	323	497	897	(897)	—
計	22,915	5,401	14,358	42,675	(897)	41,777
営業費用	18,988	4,122	13,247	36,358	1,597	37,956
営業利益	3,926	1,279	1,110	6,316	(2,495)	3,820
II 資産、減価償却費及び資本 的支出						
資産	8,077	1,829	4,719	14,626	11,893	26,519
減価償却費	164	28	64	256	1	258
資本的支出	129	40	52	222	0	222

(注) 1. 事業区分の名称の変更

従来、事業区分を「システム開発事業」、「ネットワーク・システムサービス事業」及び「コンサル・サービス事業」と表示しておりましたが、当連結会計年度より、それぞれ「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」と名称を変更いたしました。この変更により事業の種類別セグメント情報に与える影響はありません。

2. 各区分に属する主な内容

事業区分	事業内容
開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 ○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス ○オープンソース・ソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
運用・構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 ○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ○ネットワークシステムの構築 ○アウトソーシングサービス
販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ライセンスを含めたパッケージソフト販売 ○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 ○IT導入に関するコンサルティング・サービス

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,495百万円であり、その主なものは研究開発費及び当社グループの管理部門に係る費用であります。

4. 当連結会計年度における資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は12,075百万円であり、その内容は当社グループでの余資運用資金（現金及び預金、有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び繰延税金資産であります。

5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額がそれぞれ含まれております。

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	開発事業 (百万円)	運用・構築 事業 (百万円)	販売事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	17,831	4,130	12,091	34,053	—	34,053
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	56	234	476	767	(767)	—
計	17,887	4,364	12,567	34,820	(767)	34,053
営業費用	15,871	3,394	11,764	31,030	1,024	32,055
営業利益	2,016	970	803	3,789	(1,791)	1,997
II 資産、減価償却費及び資本 的支出						
資産	8,416	1,958	4,917	15,292	11,912	27,204
減価償却費	167	19	49	236	1	238
資本的支出	193	68	86	348	0	348

(注) 1. 当社の事業区分の方法は、サービスの種類、性質等の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主な内容

事業区分	事業内容
開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 ○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス ○オープンソース・ソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
運用・構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 ○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ○ネットワークシステムの構築 ○アウトソーシングサービス
販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ライセンスを含めたパッケージソフト販売 ○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 ○IT導入に関するコンサルティング・サービス

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,791百万円であり、その主なものは研究開発費及び当社グループの管理部門に係る費用であります。

4. 当連結会計年度における資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は12,038百万円であり、その内容は当社グループでの余資運用資金（現金及び預金、有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び繰延税金資産であります。

5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額がそれぞれ含まれております。

6. 当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しておりますが、これが各セグメントに与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	38,260	3,516	41,777	—	41,777
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	113	43	156	(156)	—
計	38,373	3,559	41,933	(156)	41,777
営業費用	34,340	3,231	37,572	384	37,956
営業利益	4,033	328	4,361	(540)	3,820
II 資産	24,570	1,019	25,589	929	26,519

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。

その他の地域に属する主な国……米国、オランダ

3. 海外所在地の売上高が、第1四半期連結会計期間において連結売上高の10%を超えたため、第1四半期連結会計期間より所在地別セグメント情報を記載しております。

4. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は532百万円であり、その主なものは(株)SRAホールディングスに係る費用であります。

5. 当連結会計年度における資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は945百万円であり、その主な内容は(株)SRAホールディングスの余資運用資金（現金及び預金）及び長期投資資金（投資有価証券）であります。

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	31,286	2,766	34,053	—	34,053
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	265	15	280	(280)	—
計	31,551	2,782	34,333	(280)	34,053
営業費用	29,307	2,669	31,977	78	32,055
営業利益	2,243	113	2,356	(359)	1,997
II 資産	24,165	1,738	25,904	1,300	27,204

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。

その他の地域に属する主な国……米国、オランダ

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は359百万円であり、その主なものは(株)SRAホールディングスに係る費用であります。

4. 当連結会計年度における資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は1,478百万円であり、その主な内容は(株)SRAホールディングスの余資運用資金（現金及び預金）及び長期投資資金（投資有価証券）であります。

5. 当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しておりますが、これが各セグメントに与える影響は軽微であります。

【海外売上高】

前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	3,518	3,518
II 連結売上高（百万円）	—	41,777
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.4	8.4

（注）1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 国又は地域の区分は、主な国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。

その他の地域に属する主な国……米国、オランダ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 海外売上高が、第1四半期連結会計期間において連結売上高の10%を超えたため、第1四半期連結会計期間より海外売上高を記載しております。

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	2,767	2,767
II 連結売上高（百万円）	—	34,053
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.1	8.1

（注）1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 国又は地域の区分は、主な国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。

その他の地域に属する主な国……米国、オランダ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,014.91 円	1株当たり純資産額	1,089.15 円
1株当たり当期純利益金額	147.52 円	1株当たり当期純利益金額	89.48 円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	2,041	1,238
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,041	1,238
期中平均株式数 (千株)	13,839	13,839
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権の数1,994個)。 なお、この概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数732個)。 なお、この概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

平成21年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成25年6月30日までとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

後記の、会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合における相手方当事者の同意が得られなかった場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

⑦組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

⑧新株予約権の権利行使の条件

1) 新株予約権者は、第21期（平成23年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が、第20期（平成22年3月期）の連結決算を承認する取締役会開催日以前に取締役会が決定する金額（ただし、第19期（平成21年3月期）から第21期（平成23年3月期）を対象年度とする中期経営計画の最終年度の連結経常利益の数値を見直した数値とする。以下「行使基準目標値」という。）以上となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

3) 新株予約権の相続は認めない。

4) その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

新株予約権の数は1,000個を上限とする

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の対価
金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の名称

株式会社SRAホールディングス第6回新株予約権

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 平成22年5月13日開催の当社取締役会決議により以下のとおり新株予約権（第6回新株予約権）を発行しました。

- ・新株予約権の割当の対象者と人数
当社取締役（3名）及び当社子会社の取締役・執行役員・従業員（56名）
- ・新株予約権の数
451個（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
90,200株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり 189,800円
（1株当たり 949円）
- ・新株予約権の行使ができる期間
平成23年7月1日から平成25年6月30日までとする
- ・新株予約権の行使の条件
 - ・新株予約権者は、当社第21期（平成23年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が28億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
 - ・新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ・新株予約権の相続は認めない。
- ・新株予約権の割当日
平成22年5月25日

2. 平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成26年6月30日までとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

後記の、会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合における相手方当事者の同意が得られなかった場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

⑦組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

⑧新株予約権の権利行使の条件

1) 新株予約権者は、当社第21期（平成23年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が30億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

3) 新株予約権の相続は認めない。

4) その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
 新株予約権の数は1,000個を上限とする
 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の対価
 金銭の払込みを要しないこととする。
- (4) 新株予約権の名称
 株式会社SRAホールディングス第7回新株予約権

3. 平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員のうち、第1回から第4回のストックオプションの権利放棄をした者に対して代替として発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は付与株式数の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成26年6月30日までとする。

- ④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の取得条項
- 会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。
- ⑦組織再編時の新株予約権交付に関する事項
- 当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。
- なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数及び行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。
- ⑧新株予約権の権利行使の条件
- 1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権の相続は認めない。
 - 3) その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
- 新株予約権の数は1,300個を上限とする。
- 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式260,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の対価
- 金銭の払込みを要しない。
- (4) 新株予約権の名称
- 株式会社SRAホールディングス第8回新株予約権

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱A I T	第2回無担保社債 (注1)	平成20年 8月29日	300	300	1.24	無担保	平成23年 8月29日

(注) 1. 年0.2%の保証料を支払っております。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	300	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,358	2,184	1.48	—
1年以内に返済予定の長期借入金	10	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	2,368	2,184	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高 (百万円)	7,849	8,117	8,374	9,711
税金等調整前四半期純利益 金額 (百万円)	298	367	425	1,024
四半期純利益金額 (百万円)	154	200	217	665
1株当たり四半期純利益金 額 (円)	11.17	14.49	15.73	48.10

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	283	186
営業未収入金	※1 39	※1 35
前払費用	3	2
未取還付法人税等	249	150
その他	0	0
流動資産合計	576	374
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置	0	0
減価償却累計額	△0	△0
機械及び装置（純額）	0	0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	5	3
無形固定資産合計	5	3
投資その他の資産		
投資有価証券	363	1,099
関係会社株式	8,262	8,262
その他	0	0
投資その他の資産合計	8,625	9,362
固定資産合計	8,630	9,365
資産合計	9,207	9,740
負債の部		
流動負債		
未払金	6	6
未払費用	24	13
未払法人税等	3	3
預り金	6	5
その他	10	6
流動負債合計	50	35
固定負債		
繰延税金負債	—	135
固定負債合計	—	135
負債合計	50	170

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000	1,000
その他資本剰余金	5,815	5,815
資本剰余金合計	6,815	6,815
利益剰余金		
利益準備金	29	29
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,586	1,844
利益剰余金合計	1,615	1,873
自己株式	△335	△335
株主資本合計	9,095	9,353
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△22	197
評価・換算差額等合計	△22	197
新株予約権	83	19
純資産合計	9,156	9,570
負債純資産合計	9,207	9,740

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	※1 1,626	※1 1,153
販売費及び一般管理費		
役員報酬	166	124
出向料	136	97
株式報酬費用	32	9
外注費	144	56
交際費	12	8
租税公課	4	3
その他	82	61
販売費及び一般管理費合計	579	362
営業利益	1,046	790
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	—	5
その他	2	1
営業外収益合計	3	7
営業外費用		
証券代行事務手数料	15	10
その他	—	0
営業外費用合計	15	10
経常利益	1,034	787
特別利益		
新株予約権戻入益	—	73
特別利益合計	—	73
税引前当期純利益	1,034	860
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等合計	1	1
当期純利益	1,033	859

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000	1,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000	1,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000	1,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000	1,000
その他資本剰余金		
前期末残高	5,815	5,815
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,815	5,815
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	29	29
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	29	29
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,162	1,586
当期変動額		
剰余金の配当	△609	△601
当期純利益	1,033	859
当期変動額合計	423	258
当期末残高	1,586	1,844
自己株式		
前期末残高	—	△335
当期変動額		
自己株式の取得	△335	△0
当期変動額合計	△335	△0
当期末残高	△335	△335

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	9,006	9,095
当期変動額		
剰余金の配当	△609	△601
当期純利益	1,033	859
自己株式の取得	△335	△0
当期変動額合計	88	258
当期末残高	9,095	9,353
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	△22
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22	219
当期変動額合計	△22	219
当期末残高	△22	197
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	△22
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22	219
当期変動額合計	△22	219
当期末残高	△22	197
新株予約権		
前期末残高	52	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31	△64
当期変動額合計	31	△64
当期末残高	83	19
純資産合計		
前期末残高	9,058	9,156
当期変動額		
剰余金の配当	△609	△601
当期純利益	1,033	859
自己株式の取得	△335	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	155
当期変動額合計	97	413
当期末残高	9,156	9,570

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 機械及び装置 5年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づいて計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 子会社及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
※1. 関係会社項目 営業未収入金 39百万円	※1. 関係会社項目 営業未収入金 35百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1. 関係会社に対するものが、次のとおり含まれて降ります。 関係会社受取配当金 1,180百万円 関係会社経営指導料 446百万円	※1. 関係会社に対するものが、次のとおり含まれて降ります。 関係会社受取配当金 751百万円 関係会社経営指導料 402百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
自己株式 普通株式 (注)	—	210	—	210
合計	—	210	—	210

(注) 普通株式の株式数の増加210千株は、子会社の㈱S R Aの保有する当社株式を取締役会決議に基づき相対取引により取得したものであります。

当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
自己株式 普通株式 (注)	210	0	—	210
合計	210	0	—	210

(注) 普通株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 2百万円 1年超 1百万円 合計 4百万円	オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 1百万円 1年超 1百万円 合計 1百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式8,262百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動の部</p> <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>未払事業税等</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△1百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計</td><td>－百万円</td></tr></table> <p>(2) 固定の部</p> <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>欠損金</td><td>140百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>140百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△140百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計</td><td>－百万円</td></tr></table>	繰延税金資産		未払事業税等	0百万円	その他	0百万円	繰延税金資産小計	1百万円	評価性引当額	△1百万円	繰延税金資産合計	－百万円	繰延税金資産		欠損金	140百万円	その他	0百万円	繰延税金資産小計	140百万円	評価性引当額	△140百万円	繰延税金資産合計	－百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動の部</p> <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額</td><td>135百万円</td></tr></table> <p>(2) 固定の部</p> <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr><tr><td>欠損金</td><td>120百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>120百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△120百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額</td><td>135百万円</td></tr></table> <p>(注)繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。</p> <table><tr><td>固定負債－繰延税金負債</td><td>135百万円</td></tr></table>	繰延税金資産		繰延税金負債		繰延税金負債の純額	135百万円	繰延税金資産		欠損金	120百万円	その他	0百万円	繰延税金資産小計	120百万円	評価性引当額	△120百万円	繰延税金資産合計	－百万円	繰延税金負債		繰延税金負債の純額	135百万円	固定負債－繰延税金負債	135百万円
繰延税金資産																																																	
未払事業税等	0百万円																																																
その他	0百万円																																																
繰延税金資産小計	1百万円																																																
評価性引当額	△1百万円																																																
繰延税金資産合計	－百万円																																																
繰延税金資産																																																	
欠損金	140百万円																																																
その他	0百万円																																																
繰延税金資産小計	140百万円																																																
評価性引当額	△140百万円																																																
繰延税金資産合計	－百万円																																																
繰延税金資産																																																	
繰延税金負債																																																	
繰延税金負債の純額	135百万円																																																
繰延税金資産																																																	
欠損金	120百万円																																																
その他	0百万円																																																
繰延税金資産小計	120百万円																																																
評価性引当額	△120百万円																																																
繰延税金資産合計	－百万円																																																
繰延税金負債																																																	
繰延税金負債の純額	135百万円																																																
固定負債－繰延税金負債	135百万円																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table><tr><td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr><tr><td>(調整)</td><td></td></tr><tr><td>益金に算入されない受取配当金</td><td>△46.4%</td></tr><tr><td>役員報酬</td><td>1.3%</td></tr><tr><td>新株予約権</td><td>1.2%</td></tr><tr><td>評価性引当金当期増減額</td><td>2.8%</td></tr><tr><td>その他</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>0.1%</td></tr></table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		益金に算入されない受取配当金	△46.4%	役員報酬	1.3%	新株予約権	1.2%	評価性引当金当期増減額	2.8%	その他	0.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table><tr><td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr><tr><td>(調整)</td><td></td></tr><tr><td>益金に算入されない受取配当金</td><td>△35.6%</td></tr><tr><td>新株予約権</td><td>△3.0%</td></tr><tr><td>評価性引当金当期増減額</td><td>△2.4%</td></tr><tr><td>その他</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>0.1%</td></tr></table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		益金に算入されない受取配当金	△35.6%	新株予約権	△3.0%	評価性引当金当期増減額	△2.4%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%																		
法定実効税率	40.7%																																																
(調整)																																																	
益金に算入されない受取配当金	△46.4%																																																
役員報酬	1.3%																																																
新株予約権	1.2%																																																
評価性引当金当期増減額	2.8%																																																
その他	0.5%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%																																																
法定実効税率	40.7%																																																
(調整)																																																	
益金に算入されない受取配当金	△35.6%																																																
新株予約権	△3.0%																																																
評価性引当金当期増減額	△2.4%																																																
その他	0.4%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%																																																

(企業結合等関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 603.65 円 1株当たり当期純利益金額 68.57 円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 635.45 円 1株当たり当期純利益金額 57.17 円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	1,033	859
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	1,033	859
期中平均株式数 (千株)	15,066	15,029
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権の数1,994個)。 なお、この概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数732個)。 なお、この概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

平成21年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成25年6月30日までとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

後記の、会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合における相手方当事者の同意が得られなかった場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

⑦組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

⑧新株予約権の権利行使の条件

1) 新株予約権者は、当社第21期（平成23年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が、第20期（平成22年3月期）の連結決算を承認する取締役会開催日以前に取締役会が決定する金額（ただし、第19期（平成21年3月期）から第21期（平成23年3月期）を対象年度とする中期経営計画の最終年度の連結経常利益の数値を見直した数値とする。以下「行使基準目標値」という。）以上となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

3) 新株予約権の相続は認めない。

4) その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

新株予約権の数は1,000個を上限とする

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の対価
金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の名称

株式会社SRAホールディングス第6回新株予約権

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 平成22年5月13日開催の当社取締役会決議により以下のとおり新株予約権（第6回新株予約権）を発行しました。

- ・新株予約権の割当の対象者と人数
当社取締役（3名）及び当社子会社の取締役・執行役員・従業員（56名）
- ・新株予約権の数
451個（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
90,200株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり 189,800円
（1株当たり 949円）
- ・新株予約権の行使ができる期間
平成23年7月1日から平成25年6月30日までとする
- ・新株予約権の行使の条件
 - ・新株予約権者は、当社第21期（平成23年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が28億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
 - ・新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ・新株予約権の相続は認めない。
- ・新株予約権の割当日
平成22年5月25日

2. 平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的となる株式の数は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成26年6月30日までとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

後記の、会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合における相手方当事者の同意が得られなかった場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。

⑦組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

⑧新株予約権の権利行使の条件

1) 新株予約権者は、当社第21期（平成23年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が30億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

3) 新株予約権の相続は認めない。

4) その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
 新株予約権の数は1,000個を上限とする
 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の対価
 金銭の払込みを要しないこととする。
- (4) 新株予約権の名称
 株式会社S R Aホールディングス第7回新株予約権

3. 平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員のうち、第1回から第4回のストックオプションの権利放棄をした者に対して代替として発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は付与株式数の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成26年6月30日までとする。

- ④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥新株予約権の取得条項
- 会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて消却することができる。
- ⑦組織再編時の新株予約権交付に関する事項
- 当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割および株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約および株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。
- なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数および行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。
- ⑧新株予約権の権利行使の条件
- 1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権の相続は認めない。
 - 3) その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
- 新株予約権の数は1,300個を上限とする。
- 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式260,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の対価
- 金銭の払込みを要しない。
- (4) 新株予約権の名称
- 株式会社SRAホールディングス第8回新株予約権

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)S J I	50,500	1,099
		計	50,500	1,099

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
機械及び装置	0	—	—	0	0	0	0
有形固定資産計	0	—	—	0	0	0	0
無形固定資産							
ソフトウェア	7	—	—	7	4	1	3
無形固定資産計	7	—	—	7	4	1	3

(2)【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
預金の種類	
当座預金	4
普通預金	174
別段預金	7
小計	186
合計	186

ロ. 営業未収入金

相手先	金額 (百万円)
㈱S R A	35
合計	35

ハ. 営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
39	422	426	35	92.4	32.1

② 固定資産

関係会社株式

区分	金額 (百万円)
㈱S R A	8,262
合計	8,262

③ 流動負債

未払費用

区分	金額 (百万円)
㈱S R A	8
その他	4
合計	13

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権利付株式の取得を請求する権利並びに募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書

事業年度（第19期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第20期第1四半期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）平成21年8月14日関東財務局長に提出。

（第20期第2四半期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）平成21年11月13日関東財務局長に提出。

（第20期第3四半期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）平成22年2月12日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 並木 健治
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社S R Aホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社S R Aホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 並木 健治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 憲一

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社S R Aホールディングスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社S R Aホールディングスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 並木 健治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 並木 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【会社名】	株式会社SRAホールディングス
【英訳名】	SRA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 亨
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 鹿島 亨は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告の内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（1）評価の基準日及び準拠した基準

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

（2）評価手続の概要

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

（3）評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社7社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

なお、連結子会社4社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の範囲から除外しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高を指標として、売上高の大きい拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している2事業拠点及び当社を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、重要な欠陥がないことから、平成22年3月31日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。